

分野別研究評価自己評価書
「 法 学 系 」
(平成13年度着手分)

九州大学法学部
大学院法学研究部

平成14年7月

九州大学

目 次

対象組織の現況及び特徴	p.1
-------------	-----

研究目的及び目標	p.2
----------	-----

評価項目ごとの自己評価結果	p.3
---------------	-----

1 研究体制及び研究支援体制 p.3

(1) 要素ごとの評価 p.3

(要素1) 研究体制に関する取組状況

- 観点A：組織の弾力化 p.3
- 観点B：法学研究院における部門・大講座の構成と教員の配置 p.5
- 観点C：研究活動を活性化するための施策の検討を目的とした体制（総合企画委員会の設置） p.6
- 観点D：研究者の流動性を高めるための体制（他機関からの短期教員任用制、任期制、公募制等） p.8
- 観点E：研究活動を支援・活性化する視点からの男女共同参画推進等のための体制 p.9
- 観点F：他機関との連携体制（客員教員と連携講座） p.10
- 観点G：総合的研究分野の開発（目的3）や、社会連携・様々な研究活動のコーディネートへの関与（目的4）を促進するための体制 p.11

要素1の貢献の程度

(要素2) 研究支援体制に関する取組状況

- 観点A：研究支援に携わる人員の配置 p.19
研究補助室
法学部図書室における研究補助
その他の事務部門における研究補助（庶務掛、会計掛等）
- 観点B：施設・設備の利用体制 p.21
研究補助室
法学部図書室
その他（庶務掛、会計掛等）

要素2の貢献の程度

(要素3) 諸施策に関する取組状況

- 観点A：プロジェクト研究の振興方策 p.23
- 観点B：人事関係の方策としての総合人事委員会の設置 p.24
- 観点C：外部研究資金の獲得方策 p.25
- 観点D：研究資金の配分・運用方策 p.26

観点E：必要な研究環境（図書館、IT、施設設備）の整備方策 p.27

図書館
IT
施設設備

観点F：萌芽的研究を育てる方策、及び成果が出るまで長時間を要するような研究を推進する方策 p.27

各分野における研究会の組織
新任教員への支援（留学支援、図書費・情報化経費の特別枠）
サバティカル制度の導入

観点G：研究活動のネットワーク形成のための方策 p.28

研究者相互間で研究成果や研究情報を報告又は意見交換するための方策
地域的な課題・社会連携に取り組むためのネットワーク形成の方策
国際的な共同研究の実施や研究集会を開催する方策

要素3の貢献の程度

(要素4) 諸機能に関する取組状況

- 観点A：研究支援のサービス機能 p.32
研究補助室
法学部図書室
その他（庶務掛、会計掛等）

要素4の貢献の程度

(要素5) 研究目的及び研究目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

- 観点A：教職員に対する周知の方法 p.34
- 観点B：学外者に対する目的・目標の公表とその方法 p.35

要素5の貢献の程度

(2) 評価項目の水準 p.36

(3) 特に優れた点及び改善点等 p.36

2 研究内容及び水準 p.37

- 観点A：研究の独創性・発展性 p.37
- 観点B：他分野に貢献する研究活動 p.38
- 観点C：国際的な研究活動のコーディネート

や協力から見て優れた研究活動 p.39
観点D：地域性や地理的条件等から見た研究活動の特色 p.40

3 研究の社会（社会・経済・文化）の効果 p.42

観点A：法実務への寄与 p.42
観点B：政策形成への寄与 p.43
観点C：地域との連携・協力の推進に対する効果を持つ研究 p.44
観点D：著作物による人材養成や法的・政治的知識普及への寄与の面で優れた研究効果 p.45

4 諸施策及び諸機能の達成状況 p.47

(1) 要素ごとの評価 p.47

(要素1) 諸施策に関する取組の達成状況

観点A：プロジェクト振興方策の実施状況 p.47
観点B：人事関係の方策の効果 p.48
観点C：外部研究資金の獲得状況 p.49
観点D：研究資金の配分・運用状況 p.50
観点E：必要な研究環境（図書館、IT、施設設備）の整備状況 p.50
観点F：萌芽の研究を育てる方策、及び、成果が出るまで長時間を要するような研究を推進する方策の効果 p.51
観点G：研究活動のネットワーク形成のための方策の効果 p.51
研究者相互間における研究成果や研究情報の報告または意見交換の実施状況
国際的な共同研究の実施や研究集会の開催状況
研究面における国際協力の推進状況及び効果
地域的な課題に取り組むための共同研究の実施や研究集会の開催状況

要素1の達成の程度

(要素2) 諸機能に関する取組の達成状況

観点A：研究支援サービスの実施状況、及び施設・設備の利用状況 p.55
研究補助室
法学部図書室
その他（庶務掛、会計掛等）

要素2の達成の程度

(2) 評価項目の水準 p.58

(3) 特に優れた点及び改善点等 p.58

5 研究の質の向上及び改善のためのシステム p.59

(1) 要素ごとの評価 p.59

(要素1) 組織としての研究活動及び個々の教員の研究活動の評価体制

観点A：組織としての研究活動の評価する体制 p.59
観点B：個々の教員の研究活動の評価する体制 p.61
観点C：外部者による研究活動の評価 p.62
観点D：研究活動等の実施状況や問題点を把握するための方策 p.64

要素1の機能の程度

(要素2) 評価結果を研究活動等の質的向上及び改善の取組に結びつけるシステムの整備及び機能状況

観点A：評価結果を目的・目標の見直しを含む研究活動等の質的向上及び改善の取組に結びつけるための体制の整備や方策 p.65
観点B：評価結果を目的・目標の見直しを含む研究活動等の質的向上及び改善の取組に結びつけるシステムの機能状況 p.65

要素2の機能の程度

(2) 評価項目の水準 p.69

(3) 特に優れた点及び改善点等 p.69

特記事項 p.70

Tables

資料 1. 1:	p. 3
学府：研究院制度の趣旨、及び、法規等	
資料 1. 2:	p. 5
部門と大講座の編成・定員	
資料 1. 3:	p. 5
講座別スタッフ一覧	
資料 1. 4:	p. 7
総合企画委員会	
資料 1. 5:	p. 7
総合企画センター	
資料 1. 6:	p. 8
外国出身教員の任用実績	
資料 1. 7:	p. 8
訪問研究員の受け入れ	
資料 1. 8:	p. 9
任期制に関する方針	
資料 1. 9:	p. 9
公募制に関する方針	
資料 1.10:	p. 9
短期任用に関する方針	
資料 1.11:	p.10
人事に関する申し合わせ	
資料 1.12:	p.10
連携講座運営に関する申し合わせ	
資料 1.13:	p.10
客員教員の任用実績	
資料 1.14:	p.11
法政学会による『法政研究』の発行体制	
資料 1.15:	p.11
各種雑誌の発行体制（雑誌『政治研究』、雑誌『九大法学』を例として）	
資料 1.16:	p.12
基金の運用規定	
資料 1.17:	p.12
基金の運用実績	
資料 1.18:	p.13
他部局との交流に関して（農学部との「交流授業」の例）	
資料 1.19:	p.14
九州大学大学院法学研究院に事務局を置く学会・研究会	
資料 1.20:	p.16
アジア法センター関連規定	
資料 1.21:	p.16
部局間学術交流協定の締結状況	
資料 1.22:	p.17
外国の大学との共同研究教育の事例（タイ・タマサート大学との連続国際シンポジウム第1回目のプログラム）	
資料 1.23:	p.19
研究補助室の人員配置	
資料 1.24:	p.19
研究補助室の業務分担	
資料 1.25:	p.19
事務室の人員配置	
資料 1.26:	p.20
事務室（及び研究補助室）の業務分担	
資料 1.27:	p.20
事務職員研修の実績（受講者数）	
資料 1.28:	p.23
教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト（P & P）	
資料 1.29:	p.24
国際学術交流振興基金の運用方針	
資料 1.30:	p.24
総合人事委員会運用方針	
資料 1.31:	p.25
人事手続についての申し合わせ	
資料 1.32:	p.25
科学研究費補助金の応募率、採択件数等の年度ごとの推移	

資料 1.33:	p.26
法学研究院における資金配分の方式・方針	
資料 1.34:	p.27
新任教員に対する支援	
資料 1.35:	p.28
情報化経費の運用実績	
資料 1.36:	p.28
サバティカル制度の運用方針	
資料 1.37:	p.29
法政学会研究会の開催状況	
資料 1.38:	p.30
アジア太平洋センターを通じた研究活動	
資料 1.39:	p.30
紛争管理研究センター設立の趣旨	
資料 1.40:	p.34
各種の機会を活用した目的・目標等の周知活動の実績	
資料 1.41:	p.34
法学研究院における目的・目標策定の経緯	

資料 4. 1:	p.47
特別の研究経費の獲得状況（P & P）	
資料 4. 2:	p.48
教員の出身校別割合	
資料 4. 3:	p.48
女性教員及び連携講座所属教員数の推移	
資料 4. 4:	p.48
総合人事委員会による人事方策の推進	
資料 4. 5:	p.49
科学研究費補助金の申請・採択状況	
資料 4. 6:	p.49
民間財団等の研究助成獲得状況	
資料 4. 7:	p.50
研究環境に対する外部評価	
資料 4. 8:	p.51
法政学会の活動	
資料 4. 9:	p.52
教員の海外派遣、海外からの研究者の招聘・国際シンポジウム	
資料 4.10:	p.52
国際的な研究集会やシンポジウムの内容	
資料 4.11:	p.53
外国諸大学との部局間交流の状況	
資料 4.12:	p.55
図書購入関連経費	

資料 5. 1:	p.59
平成11年度自己点検・評価活動における外部評価委員	
資料 5. 2:	p.60
自己点検・評価に関する規程	
資料 5. 3:	p.61
『法政研究』レフェリー制度に関する規程	
資料 5. 4:	p.62
経営諮問会議に関する規程	
資料 5. 5:	p.63
経営諮問会議委員	
資料 5. 6:	p.63
経営諮問会議の実施状況	
資料 5. 7:	p.66
総合企画委員会における自己点検・評価関連議題	
資料 5. 8:	p.66
部局における評価結果の反映について	

対象組織の現況及び特徴

- 1 機関名 九州大学
- 2 学部・研究科名
法学部、大学院法学府（教育部）
大学院法学研究院（研究部）
- 3 所在地 福岡県福岡市東区箱崎6-19-1
- 4 学部・研究科構成
 - ・法学部
 - ・大学院法学府（教育部）
基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、
国際関係法学専攻、政治学専攻
 - ・大学院法学研究院（研究部）
基礎法学部門（法文化学大講座、法史学大講座、
法動態学大講座）
公法・社会法学部門（公法学大講座、社会法学大講座）
民刑事法学部門（民事法学大講座、刑事法学大講座、
民刑事法学（連携分野）大講座）
国際関係法学部門（国際関係法学大講座、国際関係法
学（連携分野）大講座）
政治学部門（政治学基礎大講座、政治動態分析大講座）
- 5 学生数及び教員数
学生数 学部学生数 1,178名 教員数 81名
大学院学生数 220名

6 特徴

(1) 沿革

九州大学法学部は、大正13年に発足した法文学部を前身とし、昭和24年に分離独立して法学部となった。平成11年度の大学院重点化により、法学部に代わり教育研究上の基本組織となった大学院法学研究科は、翌12年には、学府・研究院制度の全学的導入にともない、研究組織（研究部）としての法学研究院、教育組織（教育部）としての大学院法学府へと再編された。なお、同年11月には、九州大学全体の教育理念を明示するために九州大学教育憲章が制定され、平成14年1月には、九州大学全体の研究理念を明示する九州大学学術憲章が制定された。

(2) 法学研究院の個性化を促進している条件

大学院重点化部局：平成11年度の大学院重点化は、すでに豊富な人材を駆使して教育研究を進めてきた本部局の組織基盤の整備・強化を意味していた。本部局には、この機会を活用して一層高度な研究・教育・社会連携を行う公共的使命が課せられている。

アジア諸地域に隣接する九州という立地条件：九州は、アジア諸地域に隣接し長い交流の伝統を有している。アジア諸地域は、現在、著しい経済発展を遂げる反面、安全保障・経済・文化面における摩擦、環境悪化などの課題を抱えている。これらの課題に関して本部局が果たすべき役割は大きい。すでに本部局は、この地域における日本の過去の功罪に関する冷静な認識と反省をふまえて、教育・研究・社会連携の展開によって、アジアをはじめ世界各地をつなぐ知的ハブの役割を担いつつある。また、本部局は、アジア諸地域との交流の日常化・多元化という現実をふまえて、国家レベルにとどまらない多層的地域間協力、という課題に取り組み始めている。

(3) 研究活動の基本姿勢

教育憲章及び学術憲章の理念実現をめざす研究：九州大学教育憲章は、日本と国際社会の発展に貢献することを教育目的と定め、その実現を導く原則として、人間性、社会性、国際性、専門性の4原則を掲げている。また、九州大学学術憲章は、真理追究と先進的な知的成果の追求を研究使命と定め、倫理性の重視、社会的・国際的貢献への努力、研究と教育との調和・融合、研究活動における大学としての一体性という4原則を掲げている。

本部局は、教育憲章と学術憲章の理念実現に努め、教育機関としての大学の基本的役割を尊重しつつ研究の高度化を進めることを、研究活動の基本姿勢としている。

長期的な社会的ニーズに応える研究の遂行：公財政に支えられる国立大学には、長期的な社会的ニーズに応える研究を行う責務が課せられている。本部局に対する長期的な社会的ニーズは、「国内および国際社会における法の役割増大（法化）と、政治的調整の必要性増大に応える研究成果の提供・社会連携・国際協力」と言えよう。すなわち、本部局には、地域から国際社会に至る各局面におけるルール形成と政策形成に寄与する研究活動が求められている。

目的・目標の前提となる本部局の研究使命：本部局の研究は、自らの個性を活かし、教育憲章と学術憲章の理念を実現し、長期的な社会的ニーズに応える、という三つの条件を満たさねばならない。すなわち、本部局の研究使命は、地域社会・日本社会・アジア地域をはじめとする国際社会において、ルール形成と政策形成に貢献する高水準の研究を展開することである。

研究目的及び目標

1 研究目的

1. 各専攻分野の特性を活かした使命達成：各専攻分野の特性を活かしつつ、「ルール形成と政策形成に貢献する高水準の研究を展開する」という法学研究院の研究使命の達成を追求する。
2. 戦略的な研究の展開、及び、基礎分野と応用分野との調和・バランスの確保：戦略的見地から研究活動を展開する。その際、先端的応用分野の研究に不可欠な基盤として、大学ならではの基礎的研究の必要に十分配慮し、基礎分野と応用分野との適切なバランス・調和を図る。
3. 総合的研究分野の開発への貢献：法や政治の研究を不可欠の要素とする総合的研究分野（情報、生命科学、環境等）の開発に向けて、部門間で協力して取り組むとともに、他の学問領域との連携も進める。
4. 研究面での社会連携・様々な研究活動のコーディネーターへの関与：学外の多様な次元で展開される法や政治に関する研究活動をコーディネートする役割を引き受け、研究面での社会との連携・協力を推進する。
5. 教育目的と整合・調和した研究の遂行：学部教育の目的、及び、大学院教育の目的と整合・調和し、それらの促進に寄与することに留意して、研究を遂行する。

2 研究目標

1. 各専攻分野の特性を活かした使命達成に関する目標
各分野では、それぞれの特性を活かしつつ、次のような方向で、高水準の基礎研究と、アジア諸地域及び新たな状況や課題を意識した先端的研究に取り組む。
 - 1.1 基礎法学部門では、多様な法文化・法制度に関する理論的・歴史的・動態的な研究を進展させる。また、先端的法領域における理論的諸問題に取り組む。
 - 1.2 公法学・社会法学部門では、国家の役割の変化と人権保障を重視する観点から、理論・歴史・動態についての研究を進めつつ、発展的な制度設計に取り組む。
 - 1.3 民事法学の分野では、法解釈学的・法社会的・比較法学的な研究を展開する。また、企業法、医事法、救済法、情報化に関連する法等の新領域にも取り組む。
 - 1.4 刑事法学の分野では、比較刑事法研究を推進するとともに、刑事立法学の開拓と定着、司法への市民参加を睨んだ刑事法理論の構築と社会還元をめざす。
 - 1.5 国際関係法学部門では、歴史的・基礎的研究を着

実に進めるとともに、経済法・国際労働法や知的財産権法などの先端的領域への展開を図る。

- 1.6 政治学の分野では、国家の役割変化の中での現状と政策について先端的研究を行うとともに、それらを支える高水準の歴史研究や思想史的研究を展開する。
2. 戦略的な研究の展開、及び、基礎分野と応用分野との調和・バランスの確保に関する目標
 - 2.1 基礎分野と応用分野との調和・バランスに配慮しつつ、部局として積極的・重点的に促進すべき研究活動を同定して支援する体制の構築に取り組む。
 - 2.2 基礎分野と応用分野との調和・バランスに配慮しつつ、戦略的総合的人事を可能とする体制を構築する。
3. 総合的研究分野の開発への貢献に関する目標
 - 3.1 各種の学内助成制度を活用して部局内・部局間の共同研究を推進し、新研究領域開発の基盤を形成する。
 - 3.2 科学研究費補助金等を活用して、学外諸機関等との共同研究を推進し、新研究領域の開発を図る。
4. 研究面での社会連携・様々な研究活動のコーディネーターへの関与に関する目標
 - 4.1 各教員の学会活動、社会連携、国際協力を部局の共有資産として支援し活用し継承する施策を講ずる。
 - 4.2 部局として積極的に支援すべき活動について、優先順位をつけて支援を行う体制を整備する。
 - 4.3 国内外の多様な諸機関との連携を推進する。
5. 教育目的と整合・調和した研究の遂行に関する目標
 - 5.1 教育研修や研究会などの機会を利用して、各教員の研究活動と教育目的との関連を明確化する。
 - 5.2 教育手法や評価技法の開発など、教育目的の達成に密接に関連する共同研究を展開する。
 - 5.3 国際的規模の教員交流を一層強化し、教育及び研究の水準向上に役立てる。
6. 研究目的への様々な取り組みの調和と相乗効果、及び、研究の全般的な質的向上を図るための目標
 - 6.1 研究目的をふまえた柔軟な研究体制・研究支援体制を整備するとともに、部局としての総合的政策形成を行う仕組みを構築する。また、教員組織や研究資金等を充実させるための効果的な諸施策を実施する。
 - 6.2 部局及び個々の教員の取り組みを評価し質的向上を図るために、評価手法の開発や外部評価制度の整備など、効果的なシステム整備と諸施策の実施を行う。

評価項目ごとの自己評価結果

1 研究体制及び研究支援体制

(1) 要素ごとの評価

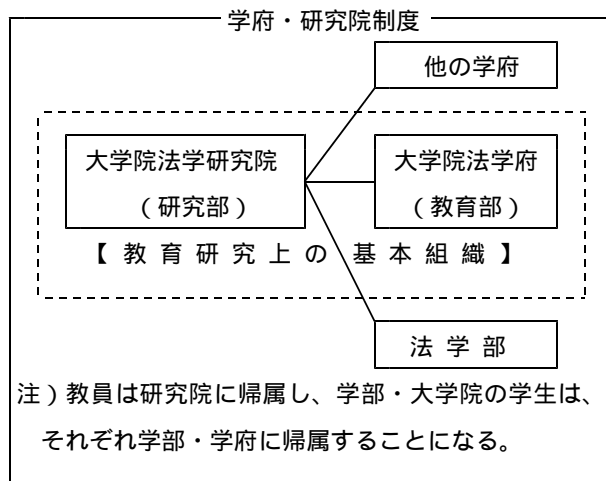
(要素1) 研究体制に関する取組状況

観点ごとの評価結果

観点A：組織の弾力化

学府・研究院制度の導入

九州大学は、教育と研究のそれぞれの必要に応じた柔軟な教員配置などを可能とする教育研究上の組織の弾力化として、平成12年度に、学府・研究院制度を全学的に導入した。この制度を活用して、平成13年度に、法学研究院（教員の帰属する研究組織としての研究部）に所属する教員の一部が、他の大学院学府である医学府の医療経営・管理学専攻（修士課程）の専任の担当教員となっている。



このように、学府・研究院制度の導入は、法学研究院や他の研究院において追求されている総合的研究分野の開発・創成の受け皿となる基本的枠組の形成を意味している。

資料 1.1 学府・研究院制度の趣旨、及び、法規等

「学府・研究院制度について」(『九州大学広報・別冊』http://www.kyushu-u.ac.jp/magazine/kyudai-koho/s-edition/kouhou_spe10_1_2.htm)より抜萃

教育と研究の分離と柔軟な連携

「全学大学院重点化」は、わが国では東京大学、京都大学、東北大学、北海道大学、大阪大学、名古屋大学などの基幹大学や東京工業大学、一橋大学などでも並行して進みました。九州大学では、こうした全国的流れと軌を一にするとともに、平成12年4月の「全学大学院重点化」の完了と同時に、全国でも初めての「学府・研究院制度」を導入しました。これは、大学院の教育研究組織である「研究科」を、大学院の教育組織としての「学府」(Graduate School)と、教官の所属する研究組織である「研究院」(Faculty)とに分離し、相互の柔軟な連携を図るものです。

「大綱案」では、「時代を先取りし、自律的に変革し、活力を維持し続けるシステムが内部にビルト・インされ、かつ国際的にも社会的にも開かれた研究大学の構築」を改革のコンセプトとして掲げており、「全学大学院重点化」が「研究大学の構築」の核となるものであり、「自律的に変革し、活力を維持し続けるシステム」の核となるのが「学府・研究院制度」の導入です。

21世紀には、バイオや情報などの科学技術の目ざましい発展、地球環境問題の深刻化、グローバルイゼーションという国際競争の激化、異文化の交流・対立の複雑な交錯など、激動かつ不透明な時代が到来しま

す。こうした人類的課題の解決に寄与する科学技術や学術文化の発展、時代をリードする優れた人材の育成において、「知」の創造拠点としての大学の役割はますます大きくなってきます。何世紀にもわたって蓄積されてきた「人類知」である学問の継承・発展が一層重要となるとともに、従来の学問分野を大きく超えた次代の先端的・学際的な研究者育成システムの改革が急務となります。

従来の大学院では、「研究科」という形で教育組織と研究組織が一体となっており、新しい人材を育成する必要から「研究科・専攻」を再編する場合、教官組織の再編を不可欠とし、「講座」の分割・移動を余儀なくされてきました。教育組織と研究組織の再編が矛盾なく行われた「改革」がある一方で、教育組織に引きずられて研究組織が解体され、研究機能に負の影響を与えたり、逆に研究組織の強い抵抗にあつて教育組織の再編が断念されたことも、全国的にみれば決して少なくありませんでした。こうした教育組織と研究組織の再編における「摩擦」は、大学院生という次代の研究者を育成する教育組織と、研究機能を効果的に発揮する合理的な研究組織とが常に一致するわけではない、ということに起因しています。

「大綱案」では、早くから教育組織と研究組織の分離と柔軟な連携という新しいシステムを提案し、これを受けて平成11年5月に学校教育法が改正され、大学院に「研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる」(第66条ただし書)という規定が盛り込まれました。これを機に、九州大学では、大学院の教育組織と研究組織をそれぞれの必要から独自に再編できるように、両者を分離しました。

「学校教育法」より抜萃

第66条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、教育研究上有益と認める場合には、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

「国立学校設置法」より抜萃

(教育部及び研究部)

第3条の4 第3条の2第1項及び前条第1項の国立大学で政令で定めるものの大学院に、学校教育法第66条ただし書に定める組織として、教育部及び研究部を置く。

2 前項の教育部は、教育上の目的に応じて組織するものとし、種類・課程は、政令で定める。

3 第1項の研究部は、研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織するものとし、その種類その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

「国立大学の大学院に置かれる教育部、研究部等の呼称を定める訓令」(平成13年3月30日文部科学省訓令第47号)より抜萃

(東京大学及び九州大学の教育部)

第1条 国立学校設置法施行令(昭和59年政令第230号)第2条の4に規定する東京大学及び九州大学の大学院の教育部は、それぞれ学府と称する。

(九州大学の研究部)

第3条 国立学校設置法施行規則第8条の8第1項の表に規定する九州大学の大学院の研究部は、それぞれ研究院と称する。

2 教育公務員特例法施行令第1条の規定に基づき大学院に置かれる研究科の長を定める省令に規定する九州大学の大学院の研究部長は、それぞれ研究院長と称する。

「九州大学大学院学則」より抜萃

(本大学院の組織)

第3条 本大学院に、教育上の目的に応じて組織する学府及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。

(学府)

第4条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の上段に掲げるとおりとし、当該学府に、それぞれ同表の下欄に掲げる専攻を置く。(表略)

(研究院)

第4条の2 第3条の本大学院に置く研究院は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、当該研究院に、それぞれ同表の下欄に掲げる部門を置く。(表略)

大講座制の導入

平成11年度の大学院重点化以後、本部局では小講座制から大講座制に移行し、組織の弾力化を図った。

資料 1.2 部門と大講座の編成・定員

小講座（平成10年度まで）		大講座（平成11年度以降）		部 門
法理学	比較法	法文化学	（教授 4、助教授 5、助手 3）	基礎法学
日本法制史	法社会学	法史学	（教授 2、助教授 2、助手 1）	
西洋法制史	紛争管理論	法動態学	（教授 2、助教授 2、助手 1）	
英米法		公法学	（教授 5、助教授 4、助手 2）	公法・社会法学
憲法	行政学	社会法学	（教授 2、助教授 2、助手 1）	
比較憲制論	社会法	民事法学	（教授 6、助教授 6、助手 4）	民刑事法学
行政法	経済法	刑事法学	（教授 3、助教授 3、助手 2）	
民法第一	刑法	(連携講座)	(教授 2、助教授 1)	
民法第二	刑事訴訟法			
民法第三	刑事政策			
商法第一	裁判学	国際関係法学	（教授 6、助教授 4、助手 1）	国際関係法学
商法第二	国際私法	(連携講座)	(教授 2、助教授 1)	
民事訴訟法		政治学基礎	（教授 2、助教授 2、助手 1）	政治学
国際法	国際経済法	政治動態分析	（教授 3、助教授 3、助手 1）	
トランスナショナル法				
政治学	政治学史			
政治史・外交史				
国際政治学	比較政治学			

【観点Aによる評価】学府・研究院制度の導入はとりわけ目的3（総合的分野の開発）にとって有益であり、また、大講座制の採用は目的1（各専攻分野の特性を活かした使命達成）・目的2（基礎分野と応用分野との調和・バランスの確保）・目的5（教育目的と整合・調和した研究遂行）に沿っている。また、両者は柔軟な研究体制の整備という目標6.1の達成に貢献している。以上により、組織の弾力化への取組は、「優れている」と評価できる。

観点B：法学研究院における部門・大講座の構成と教員の配置

法学研究院には、5つの部門が設置され、各部門には大講座が置かれている。教員配置にあたっては、各部門内および研究院全体における基礎と応用のバランスや調和に配慮するとともに、大講座制を活用して先端的流動的分野にも柔軟に対応できるようにしている。

資料 1.3 講座別スタッフ一覧

平成14年5月1日現在

部門名	大講座名	教授	助教授	講師	助手
基礎法学	法文化学	酒匂 一郎 西村 重雄 兒玉 寛 江口 厚仁	伊藤 司 Stefan Vogl 比々木 久子 五十君 麻里子	三宅 浩之	Bochorodycz Beata 本田裕美子 斉藤 亜唯
	法史学	植田 信廣 直江 真一	李 黎明		中川 智治

	法動態学	和田 仁孝	望月 清世		宇野 文重
公法・社会法学	公法学	大隈 義和 安藤 高行 大橋 洋一 今里 滋 木佐 茂男	角松 生史 山田 治徳 南野 森		久野 真大 井上 禎男
	社会法学	野田 進 河野 正輝	常 凱 中島 誠		坂本 恵子
民刑事法学	民事法学	五十川直行 河内 宏 森 淳二朗 清水 巖 川嶋 四郎	曾野 裕夫 八田 卓也 香山 高広		村田 和宏 彭 光華 名古田陽子 山田 泰子
	刑事法学	内田 博文 大出 良知 土井 政和	高田 英一 武内 謙治		平井佐和子 椛島 洋美
	(連携講座 ・客員教員)	上田 國廣 永野 周志	黒木 和彰		
国際関係法学	国際関係法 学	柳原 正治 吾郷 眞一 Pejovic Caslav 河野 俊行 Kittisak Prokati	熊谷 健一 阿部 道明 Mark Fenwick	八谷まち子	境 理恵子
	(連携講座 ・客員教員)	新井 勉 松本 弘	渡邊 松男		
政治学	政治学基礎	藪野 祐三 関口 正司	出水 薫 木村 俊道		鹿子生浩輝
	政治動態分 析	石川 捷治 石田 正治 大河原伸夫	熊野 直樹 豊永 郁子 仲田 清喜		金丸 裕志

【観点Bによる評価】以上のような部門構成と教員配置は、目的1（各専攻分野の特性を活かした使命達成）・目的2（戦略的な研究の展開、及び、基礎分野と応用分野との調和・バランスの確保）・目的5（教育目的と整合・調和した研究遂行）に沿う形で全体的にバランスがとれており、柔軟な研究体制の整備という目標6.1の達成にも貢献しているので、「優れている」と評価できる。

観点C：研究活動を活性化するための施策の検討を目的とした体制（総合企画委員会及び総合企画センターの設置）

平成11年度に、従前の研究体制の再編強化をめざして、総合企画委員会が設立された。この委員会の任務は、部局の諸活動について、部局の理念（使命）、目的、目標に即した企画を行うこと、部局の関連委員会の業務を横断的に調整すること、自己点検・評価委員会の自己点検・評価の結果をふまえて、改善のための施策を策定し実施することである。本委員会は委員長を含めて10余名で構成され、前任評議員（委員長）、部局長、評議員、教育・研究・社会サービスに関連する各種委員会の委員長が委員となっており、事務長がオブザーバーとして参

加している。

資料 1.4 総合企画委員会

「九州大学大学院法学研究院等総合企画委員会内規」(平成 14 年5月 22 日決定(第32回研究院教授会)より抜萃

(設置)

第1条 九州大学大学院法学研究院、九州大学大学院法学府及び九州大学法学部(以下「法学研究院等」という。)に、総合企画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、法学研究院等に関わる課題の全般について、全体的・総合的な見地からの調査・検討・企画を行うとともに、法学研究院等に設置されている委員会相互の調整を図ることを通じて、法学研究院等の管理運営における円滑化・効率化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 法学研究院等の長
- 二 評議員
- 三 大学院企画運用委員会委員長
- 四 学務委員会委員長
- 五 研究室主任
- 六 法学研究院等自己点検・評価委員会委員長
- 七 法科大学院検討ワーキンググループ委員長
- 八 独立行政法人化問題検討ワーキンググループ委員長
- 九 総合企画センター教官のうちから委員会が指名した者 若干人

なお、総合企画委員会を支援し必要な調査検討活動を行うために、マネジメント担当教官を中軸とする総合企画センターが設置されている。

資料 1.5 総合企画センター

『九州大学大学院法学研究院附属総合企画センター概要』(平成13年2月14日決定(第14回研究院教授会))

1. 設置目的

センターは、法学・政治学の教育・研究の不断の改革に資する調査研究を行うことを目的とする。

2. 事業内容(部門の研究内容等)

センターに「法学・政治学教育総合企画部門」を置き、法学・政治学の教育・研究の改革に関する調査研究・総合的企画立案を行う。

3. 運営組織(職員)

センター長 1人
 助教授 1人
 助手 1人

4. センター構成員の職務内容

センター長・・・法学研究院長が兼任し、センターの運営全般を総括する。

助教授・・・・・・以下の職務を行う。

(1) 法学・政治学教育等の改善に関する研究、情報収集等

法学研究院等における法学・政治学教育方法の改善に関する業務(関係委員会委員長の補佐)

法学研究院等における自己点検・評価委員に関する業務(自己点検・評価委員会委員長の補佐)

法学研究院等における国際交流に関する業務(関係委員会委員長の補佐)

	(2)その他法学研究院附属総合企画センター運営委員会が必要と認める業務
助手	・・・助教授の指示の下で、以下のような職務を行う。
	(1)助教授の職務補佐
	(2)資料の収集・整理、データベースの作成
5. センター運営委員会	
委員長	センター長
委員	総合企画委員長
委員	自己点検・評価委員長
委員	大学院企画運用委員長
委員	学務委員長
委員	センターの助教授

【観点Cによる評価】以上の委員会とセンターの設置により、目的1～5の実現を促進する形で個々の教員の研究活動を組織的に方向づけ支援する体制が整備され、目標2.1（戦略的な研究支援の体制構築）及び目標6.1（部局としての総合的政策形成を行う仕組の構築）がおおむね達成されたので、「優れている」と評価できる。

観点D：研究者の流動性を高めるための体制（他機関からの短期教員任用制、任期制、公募制等）

研究者の流動性を高めるための体制は、教育目的の達成に配慮しつつ、研究目的1～5のそれぞれに役立てるという見地から構築されている。この体制の下で、他機関（厚生労働省、文部科学省、新聞社）及び外国出身の教員を短期任用している。また訪問研究員の受け入れも行っている。

資料 1.6 外国出身教員の任用実績

6ヶ国8名 (平成14年5月1日現在) (参考)	中国3名、タイ1名、イギリス1名、ドイツ1名、ポーランド1名、モンテネグロ1名
10ヶ国20名 (平成9年4月1日～平成14年5月1日)	韓国3名、中国7名、タイ2名、アメリカ1名、イギリス1名、オランダ1名、ドイツ2名、ニュージーランド1名、ポーランド1名、モンテネグロ1名

資料 1.7 訪問研究員の受け入れ

	受入総数(外国人)	内訳				
		訪問研究員	文部科学省内地研究員	公立大学研修員	学振等 1	覚書等 2
平成9年度	1(1)	1(1)				
平成10年度	5(3)	3(3)	1(0)	1(0)		
平成11年度	5(5)	4(4)				1(1)
平成12年度	9(7)	5(5)	1(0)	1(0)	1(1)	1(1)
平成13年度	7(5)	4(4)		2(0)	1(1)	

1「学位論文博士号取得希望者支援（日本学術振興会）」及び「外国人招聘研究者（日本学術振興会）」

2「アジア諸国の対応機関との覚書等に基づく研究者（九州大学・九州大学法学部）」及び「日英共同による英国の大学教授等の招聘者（文部科学省）」

教員の任用システムに関しては、後述する総合人事委員会（要素3・観点B）において、全局的見地から検討されている。任期制については、先端的・流動的分野を対象とするという制度の趣旨をふまえ、平成14年度以降の導入に向けて、総合人事委員会で規定等の準備を進めている。また、公募制については、総合人事委員会において、公募制による人事を基本とするという方針に基づいて、平成15年度以降の本格的実施に向けて、規定等の準備を進めている。

資料 1.8 任期制に関する方針

『総合企画委員会議事録』（平成14年5月15日決定（総合企画委員会））より抜萃

部局の教育研究機能をさらに発展させるために、総合人事委員会において、大学教員の任期に関する法律第4条第1項第1号に基き、平成14年度からの実施に向けて先端的・流動的研究分野を対象とする任期付教員に関する規定等の準備を進めるとともに、特定分野の任期付教員の採用について具体的に検討する。

資料 1.9 公募制に関する方針

『総合企画委員会議事録』（平成14年5月15日決定（総合企画委員会））より抜萃

教員の公募制については、平成15年度からの実施に向けて、総合人事委員会において規定等を準備することとする。

資料 1.10 短期任用に関する方針

「短期任用教官の任用に関わる申合せ」（平成11年1月27日決定（第1008回教授会）、平成11年12月15日一部改正（第11回研究科教授会））より抜萃

1999（平成11）年4月1日以降に任用する短期任用教官の任用については、本申合せに従うこととし、昭和63年2月24日付け「外国人教員の任用について検討委員会報告」、平成4年4月22日付け（平成5年4月21日一部改正）「外国人講師・助手採用の申し合わせ」及び平成10年1月14日付け教授会決定を廃止する。

短期任用教官の任期は3年以内とし、原則として期間の延長は認められない。

短期任用教官の任用は、一時に、外国人教授、助教授10名程度、外国人講師・助手2名程度、他機関在職者の任用5名程度、計17名とする。

短期任用教官は、本学部及び本研究科における教育・研究に専念し、原則として、管理・運営についての負担を負わないものとする。ただし、各種委員会委員に就くことを要請されることがある。

短期任用教官は、パーマネント教官の人事（その可能性がある場合を含む）について人事委員会委員とならず、かつ、教授会における候補者決定の投票に関与しない。

外国人講師・助手は、教授会の構成員とはならない。

【観点Dによる評価】研究者の流動性を高めるための取組みは、教育上の効果とともに研究目的1～5の達成に役立てることをめざして積極的に行われており、柔軟な研究体制の整備という目標6.1の達成にも大きく貢献している。しかし、任期制の導入と公募制の本格的実施とが未だ準備段階にとどまっているので、全体としては、「普通」と評価される。

観点E：研究活動を支援・活性化する視点からの男女共同参画推進等のための体制

目的の1～5のすべてにとって有益であり、目標6.1（柔軟な研究体制の整備）を達成する

という見地からも、女性教員の増加に努めてきており、その数は過去数年で飛躍的に増大している（資料4.3参照）。

資料 1.11 人事に関する申し合わせ

「人事手続についての申し合わせ」（平成14年5月22日一部修正決定（第32回研究院教授会））より抜萃

人事専門委員会においては、男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、当該専門領域の候補者の中に女性候補者を加えて検討するよう努めるものとする。

【観点Eによる評価】日本における他の国立大学の法学系部局と比べる限りでは遜色のない現状と言えるが、なおいっそうの増加に努める必要があるので、「普通」と評価される。

観点F：他機関との連携体制（客員教員と連携講座）

教育目的の実現という意図に加え、研究目的4とりわけ研究目標4.3（学外諸機関との連携の推進）に対応するために、平成11年度には、客員教員の制度を導入するとともに、客員教員の受け皿として連携講座を設置し、福岡県弁護士会及び日本国際問題研究所から客員の教授と助教授を任用している。

資料 1.12 連携講座運営に関する申し合わせ

『九州大学大学院法学研究科の教育研究に対する連携・協力に関する協定書』（平成11年4月1日）より抜萃

（目的）

1. この協定は、多様化・複雑化する法律実務に習熟し、豊かな実践的経験と技法を有する弁護士会と連携・協力し、高度に複雑化した問題・紛争に実践的に対処し得る能力を開発し、高度な実践的対応能力を有する実務家を養成することを目的とする。

（連携・協力分野）

2. 大学院と弁護士会が連携・協力する分野は、研究科の民刑事法学専攻民事法学講座及び刑事法学講座実践民刑事法学研究指導（客員）分野とする。

『九州大学大学院法学研究科と財団法人日本国際問題研究所との連携に関する協定書』（平成11年4月1日）より抜萃

（目的）

1. この協定は、国際社会の急速な国際化の流れのなかでグローバルな諸問題の解決が求められている現状にかんがみ、国際社会における法と政治のあり方について教育研究を行う研究科と国際問題についての優れた調査研究・活動機能を有する国問研とが連携・協力して、幅広い知識と高度な研究能力を兼ね備えた研究者及び専門職業人の育成を行うとともに、相互の機能のより一層の充実を図ることを目的とする。

（連携・協力分野）

2. 大学と国問研が連携・協力する分野は、研究科の国際関係法学専攻国際関係法学講座国際関係論研究指導（客員）分野とする。

資料 1.13 客員教員の任用実績

	福岡県弁護士会	国際問題研究所
平成11年度	講師 3名	講師 3名

平成12年度	教授 2 名、助教授 1 名	教授 2 名、助教授 1 名
平成13年度	教授 2 名、助教授 1 名	教授 2 名、助教授 1 名

【観点Fによる評価】以上のように、他の諸機関との連携については、目標4.3（学外諸機関との連携の推進）を意義ある形で達成しており、「優れている」と評価できる。

観点G：総合的研究分野の開発（目的3）や、社会連携・様々な研究活動のコーディネートへの関与（目的4）を促進するための体制

研究成果を内外に発信するための体制

a) 法政学会による『法政研究』をはじめ、各種雑誌の発行体制が整備されている。

資料 1.14 法政学会による『法政研究』の発行体制

『九州大学法政学会会則』（昭和38年4月1日施行、平成10年4月1日第4次改正）より抜萃

第一章

- (名称) 第一条 本会は、九州大学法政学会と称する。
(事務所) 第二条 本会の事務所は、九州大学法学部事務室に置く。
(目的) 第三条 本会は、法律学・政治学の研究および発表を目的とする。
(事業) 第四条 本会は、以下の事業を行う。
一 雑誌「法政研究」の刊行
二 研究会、講演会の開催
三 その他評議員会において適当と認められた事業

資料 1.15 各種雑誌の発行体制（雑誌『政治研究』、雑誌『九大法学』を例として）

雑誌『政治研究』（発行主体：九州大学政治研究会）「九州大学政治研究会規約」より抜萃

- 第一条 本会は、九州大学政治研究会と称する。
第二条 本会は、九州大学においてひろく政治学研究の水準向上を促進し、かねて本学政治関連部門に所属する大学院生への教育に資することを目的とする。また、この目的を達成するため、関連諸学ならびに九州地区を中心とする諸地域の研究者、大学院生との交流を図る。
第三条 本会は、第二条の趣旨に基づき、次の事業を行う。
(一) 政治研究会例会の開催
(二) 雑誌『政治研究』の発行・販売
第四条 本会は、次の者を会員とする。
(一) 九州大学大学院法学研究院に所属する政治学関連部門の教官、九州大学大学院法学府に所属する政治学専攻の大学院生で、所定の会費を納める者
(二) 第一項に含まれない九州大学に所属する教官、大学院生で、本会の目的に賛同し、所定の会費を納める者
(三) 本会の目的に賛同し、所定の会費を納める者

「『政治研究』執筆規定」より抜萃

- 第一条 『政治研究』の発行
(一) 『政治研究』（以下本誌と称す）は、政治研究会（以下本会と称す）会員の研究成果を発表するために、原則として年一回三月に発行される。
(二) 本誌の発行にともなう事務は、編集委員代表を中心とする編集委員会がこれを行う。

第二条 投稿資格

- (一) 本誌への投稿は、原則として会費を完納した本会会員に限る。
 (二) 編集委員会の判断で、本会会員または非会員に原稿執筆を依頼する場合がある。なお、執筆依頼は本会会長が文書をもってこれを行う。

第六条 投稿原稿の審査

- (一) 投稿された原稿は、編集委員会が依頼する匿名の査読委員によって審査され、審査結果に基づいて編集委員会が本誌掲載の可否を決定する。
 (二) 採否は以下の諸点の評価に基づき、総合的に判断して決定される。
 内容（論旨の明確性、内容の獨創性、方法の妥当性、資料の信頼性など）
 表現（用語・表題・文献引用・注釈・図表の適切性など）
 (三) 審査結果については「採用」「不採用」「修正の上再審査」のいずれかを執筆者に通知する。このうち、「修正の上再審査」に該当した原稿はいったん執筆者に返却され、執筆者による修正の後、再審査を行う。

雑誌『九大法学』（発行主体：九大法学会） 「九大法学会会則」より抜萃

第一条 本会は、九大法学会と称する。

第二条 本会の事務所は、九州大学大学院法学府におく。

第三条 本会は、法律学・政治学の研究及び発表を目的とし、次の事業を行う。

- 一、雑誌「九大法学」の発行
- 二、研究発表会の開催

第五条 本会は、大学院生及び助手をもって組織する。但し、研究生、その他の入会を認める。

第七条 会員および元会員には執筆権があり、会員は毎号無料配布を受け得る。

b) 国際学术交流研究基金により出版費用の一部を助成する制度が設けられており、今日の厳しい出版事情の下での研究成果の公表を促進している。

資料 1.16 基金の運用規定

『法学部国際学术交流振興基金（国際学术交流資金）の運用規程』（昭和61年度発足、昭和63年9月第一次改定、平成3年5月第二次改定、平成7年12月第三次改定）より抜萃

(五) 国際交流における研究成果の刊行に対する助成

共同研究の成果、学部教官の外国語での出版助成、について、100万円を限度として、全額を助成する。官民の刊行助成金を得た場合は、不足分を100万円を限度として補助する。

資料 1.17 基金の運用実績

		平成 9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
収 入 (千円)	前年度繰越額	168,756	149,851	144,355	139,113	134,294
	定額預金利息	2,106	2,685	325	825	650
	(合計)	170,862	152,536	144,680	139,938	134,944
支 出 (千円)	外国出張(人数)					
	長期	7,000(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	中期	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	短期	1,460(4)	500(1)	606(3)	200(0)	264(1)
	外国人研究者招聘(人数)					
	来日中	915(12)	943(9)	706(10)	251(3)	0(0)
	在外者	731(4)	856(4)	474(2)	0(0)	0(0)
国際シンポジウム(件数)						
実施経費	491(1)	3,416(3)	737(1)	997(1)	1,135(1)	

報告書作成	0(0)	0(0)	0(0)	202(1)	0(0)
出版助成等(件数)					
出版助成	8,979(6)	1,498(1)	1,995(2)	2,996(3)	1,991(0)
論文発表助成	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
教育事業(件・人数)					
講座・講演等	909(16)	385(4)	632(15)	293(8)	177(3)
留学助成(人数)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
情報交換・懇談会等(件数)	458(11)	436(6)	723(8)	577(7)	195(2)
交流事業(人数)	0(0)	162(1)	220(2)	0(0)	0(0)
(合計)	20,947	8,194	6,203	5,518	3,764

研究概要を内外に発信するための体制

- a) 全学的取り組みとしては、教員活動報告書がインターネット上で公開され、毎年1回の更新が行われている (<http://www.ofc.kyushu-u.ac.jp/kyokandb/>)。また、九州大学の『研究者総覧』が刊行され、学外に配布されている。また、福岡市の『研究者総覧』への情報提供を行っている。
- b) 部局の取り組みとしては、『法政研究』で年度ごとの掲載論文リストを公表するとともに、法学部同窓会会報でも研究成果について情報提供している。

学内外の研究交流をコーディネートする体制

- a) 部局内における専攻分野を超えた共同研究の体制としては、基礎法学部門と政治学部門との共同による「九州・沖縄研究」があり、成果の一部は『地域から問う国家・社会・世界』(2000年、ナカニシヤ出版)に結実している。
- b) 学内の他部局との共同研究としては、P & Pの援助による「アジアにおける法の役割」研究があり、比較社会文化研究院および薬学研究院との協議により研究者の協力を受けており、また、学内における研究成果の相互交流・相互提供として、農学部との「交流授業」の例もある。

資料 1.18 他部局との交流に関して(農学部との「交流授業」の例)

「学内における法学部と農学部の交流活動」(九州大学技術移転室広報誌『science View』(February 2002))より抜萃

法学部の教官は農学部にて、理系の学生を対象に特許をはじめ、研究者として最低限必要だと思われる基本的な法律について講義をし、逆に、法学部の学生が理系の研究内容を理解するために、農学部の教官に法学部でバイオなどの技術に関する講義を行って戴いています。実は、以前、農学部の教授から法学部の教授に相談があり、「理系の卒業生が『企業に入社して研究をする上では知識的にも技術的にも何の悩みもない。ところが、管理職になるととたんにマネージメントの問題、特許を侵害されているなどの特許や契約などの法律の問題がビジネスとして影響してくる。でも、理系の我々にはその分野のバックグラウンドがない』という悩みを聞かされた」ということです。そこで農学部と法学部の間で交流授業がスタートするようになりました。全然違う分野ですが、お互いに理解することで自分の専門分野をより発展的にさせることにつながっています。

- c) きわめて多数・多様な各種研究会組織が本部局に事務局を置いており、福岡及び九州・中国地方等における研究交流に貢献している。

資料 1.19 九州大学大学院法学研究院に事務局を置く学会・研究会

平成14年5月1日現在

【研究会名】活動内容、事務局ホームページの URL など
<p>【九州法学会】研究大会の開催、研究会報の発行：九州法学会は、1948年に九州における法律学・政治学の総合的研究フォーラムとして設立され、以来半世紀以上にわたり、学会会議の指定する正式学会として毎年原則2回（6月および11月）の学術大会および研究会報の発行などの活動を続けている。</p> <p>九州法学会の特徴は、第1に、法律学・政治学の個別領域をこえた学際的性格を有することに求められるが、第2に、大学の研究者だけでなく、裁判所、弁護士、検察庁の、いわゆる法曹三者の実務家を会員としている点も重要である。司法改革問題を始めとして、環境問題、平和問題など、学問領域や研究・実務の境界を超えた問題が山積する今日、九州法学会に期待される役割は、ますます重要なものとなっている。</p> <p>同学会の会則によれば、九州法学会の事務局は九州大学法学部に設置されるものとされ、本部局は学術大会の企画運営や会報の発行、会員や会費の管理などについて、重要な役割を果たしてきた。九州法学会が、全国の学会と九州各地の研究者・実務家との学問的な橋渡しを行っていることからすれば、その事務局の重責を果たす九州大学は、いわば知的ハブの役割を実践していることになる。その意味で、九州における法律学・政治学の研究の向上のために、九州大学の果たすべき役割は大きい。</p>
<p>【九州大学法政学会】研究大会、研究会の開催、雑誌『法政研究』（年4回）の発行：法律学および政治学の研究と発表を行う。原則的には九州大学大学院法学研究院および比較社会文化研究院の法学・政治学関係教員と学生によって構成されており、雑誌『法政研究』の発行および研究会を開催する。また、現役の弁護士、裁判官、検察官を講師とするLP（ロー＆プラクティス）セミナーの開催、官庁や企業の実務者を講師とする講演会の開催等、本部局における研究・教育を総合的にコーディネートする空間を提供している。</p>
<p>【九大法学会】研究会の開催、雑誌『九大法学』（年2回）の発行：年2回、1週間にわたって、個別の研究成果に関する報告・研究会を実施する。九州大学大学院法学研究府在籍者を会員とし、研究会活動への参加については、会員の資格を問わない。それぞれの専門分野に偏らない学際的な議論がなされている。その内容は、紀要「九大法学」に報告者による研究論文という形で掲載され、2002年9月には第84号を発行予定である。</p> <p>http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~grad/kyuhomain.html</p>
<p>【思想史研究会】研究会の開催：主として九州北部地区の政治思想、法哲学専攻の研究者、院生によって組織された研究会であり、年4回程度研究会が開催されている。研究会においては、政治思想、法思想に関する最新の研究成果が報告され、研究者間の学問的交流が促進されている。また、所属研究機関や専攻分野をこえた人的交流を図ることも研究会の目的として掲げられている。</p> <p>http://quris.law.kyushu-u.ac.jp/~asakura/shisoshi.html</p>
<p>【九州公法判例研究会】研究会の開催：主として九州一円の公法関係研究者（教官・大学院生）約70名からなり、年4回の研究会を行う。その研究成果の多くは、雑誌『法政研究』で公表されている。研究会は既に開催数76回を数え、九州における研究の向上・交流の中心的場になっている。</p>
<p>【社会法研究会】研究会の開催：おもに九州圏内の研究者（教官・大学院生）を中心に、昭和35年4月29日を第一回として、毎週1回の研究会および夏合宿を開催している。内容は、社会保障法および労働法に関するものであり、社会法分野では最も重要とされる最新裁判例の評釈ほか、研究報告会を行い、参加者による活発な議論がなされている。</p> <p>http://quris.law.kyushu-u.ac.jp/~hirota/index.html</p>
<p>【社会法判例研究会】研究会の開催：毎月1回のペースで研究会を開催する。本部局の教官・大学院生および熊本大学、熊本県立大学、北九州大学等からの参加者との研究交流を行う。アップトゥデートな判例研究を通じた、実務と理論の調和を方針とする。</p>
<p>【民事法研究会】研究会の開催：若手研究者の育成を中心に据えた研究会活動を行う。九州各地の研究者が集まり、すでに開催回数は200回を超える。ほぼ毎月一回九州大学において開催されている。内容は、民法を中心としているが、各報告担当者の研究対象に応じて、民事訴訟法や民事執行法といった手続法、借地借家法や製造物責任法などの特別法も議論の対象となり、その範囲は民事法全般に及ぶ。私人間の権利義務関係を規律する規定の基礎となる理論や歴史的経緯をふまえ、現代にも通用する理論を構築することを目的としている。</p> <p>http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~grad/kenkyu/minji.html</p>
<p>【九州家族研究会】研究会の開催：月一回のペースで西南学院大学（福岡市）を会場に開催する。家族法学者に限らず、調停員や福岡家庭裁判所判事、社会学方面の学者や一般社会人等、多様な会員で構成され</p>

ている。昨今の家族問題とりわけ今日における家族像の変容にいかに対処すべきかといった観点から、政策論・解釈論に視点を向ける。

<http://www.geocities.co.jp/WallStreet-Bull/3218/index.htm>

【家族法研究会】研究会の開催：月1回のペースで研究会を開催。福岡家庭裁判所で開催され、学者と実務家から構成される。専門的に家族の法的諸問題を対象としており、学者と実務家の法的構成における観念の相違を浮き彫りにしつつ、意見交換を行うことを目的とする。

【九州産業法研究会】研究会の開催：おもに九州圏内の、商法（主に会社法）をはじめとした関連法規を研究対象とする研究者および実務家を中心として、毎月1回研究会を開催している。バブル崩壊後の我が国の企業をめぐる危機的状況において産業法に課せられた任務は非常に大きくなっており、本研究会は研究者の研究発表の場としてのみならず、研究者と実務界とをつなぐ大きなパイプ役を果たしている。

<http://quris.law.kyushu-u.ac.jp/~shin-ichi/main.html>

【民事手続研究会】研究会の開催：福岡をはじめとした九州、中国、四国、関西および東京の研究者が中心となって、毎月一回九州大学法学部において開催されている。内容は、民事訴訟を中心とした民事手続に関するものが主であるが、この他にも裁判学、法社会学などテーマを幅広く扱っている。このため、出席者は民事訴訟法関係者ととどまらず、民事法全般や基礎法学関係の研究者や、弁護士、裁判官といった実務家からも参加者がある。なお、研究報告は、『法政研究』等に掲載される。

<http://quris.law.kyushu-u.ac.jp/~sono-ken/kenkyukai.html>

【福岡民事訴訟判例研究会】研究会の開催：福岡地方裁判所判事および判事補を中心とした実務家と、福岡およびその近郊の研究者が中心となって、毎月一回福岡地方裁判所小会議室において開催されている。テーマに最近の民事手続関係の最高裁判例および高裁判決を取り上げ、その評釈を行うことによって、より妥当な法解釈、適切な訴訟運営、手続保障のあり方を模索することを目的とする。実務家と研究者が交互に報告を担当し互いに議論を深めることによって、離反しがちな実務と理論の溝を埋め、「福岡方式」など独自の審理形態を築きあげることに成功している。なお、研究報告は、『法政研究』等に掲載される。

<http://quris.law.kyushu-u.ac.jp/~hamada/>

【外国判例研究会】研究会の開催：九州大学に在籍する外国法、とりわけ民事法に関して研究している教官および大学院生が中心となり、過去二年間の判例のうち毎回一つを取り上げて評釈を試みることににより、日本以外の法律、法文化、歴史等についての知識を深めることを目的としている。また、外国法に触れ日本法と比較することによって、日本法の内容、特色についても理解を深めることに成功している。

【日本刑法学会九州部会】研究会の開催：刑法・刑事訴訟法・刑事政策を専攻する研究者および刑事実務家によって構成される。本大会は年1回開催され、九州部会は日本刑法学会の九州地区支部として、年に三回開催されている。日本および国際的な刑事法の動向について最新の報告がなされるとともに、理論と実務の交錯について検討が行われている。

【報道について語る福岡の会】研究会の開催：犯罪報道など、報道のあり方が問われる中で、報道と市民の関わり、報道と人権の関わりについて模索していこうという目的で東京、関西、名古屋、東北地方において、報道を考える市民の会が次々と発足し、九州・福岡においても「報道について語る福岡の会」を、1991年に立ち上げた。事務局を九州大学法学部内に置き、報道記者、法曹関係者、市民との架け橋として報道の問題点を探り、報道のあり方について意見交換をする場を2ヶ月に1回の割合で設け、ニュースレターを発行している。

【少年法研究会】研究会の開催：福岡の研究者、裁判官、家庭裁判所調査官、弁護士、保護観察所・少年更生施設などの職員・実務家を中心として、2ヶ月に1回の割合で研究会を開催している。研究者の側からは少年法にかかわる最新の報告、また実務家の側から個別事例をもとにした事例分析が行われ、少年問題に関する理論と実務の交流が図られている。

【ベッカリーア刑法思想研究会】研究会の開催：1989年に九州ベッカリーア研究会、1997年に全国の研究者によるベッカリーア刑法思想研究会を発足させ、ベッカリーア研究に関する全国的な発展を目指す。啓蒙思想期におけるベッカリーアの意義を、刑事法にとどまらず、思想史、歴史、経済史の観点から学際的な研究を行う。事務局を九州大学法学部内に置き、半年に1回の割合で研究会を開催している。

【サヴィニー研究会】研究会の開催：1977年に発足し、現在は九州・中国地方の民法・ローマ法・西洋法制史を専攻する教員・大学院生を会員とする読書会を開催する。原則として毎月1回、サヴィニーの"System des heutigen römischen Rechts"を輪読形式で、脚注のローマ法源の釈義を踏まえて読み進める。

【九州国際法学会】研究会の開催：研究報告会の開催：おもに九州圏内の、おもに国際法・国際私法研究者（教官・大学院生、および実務家）を中心とした研究会。研究大会を年2回開催している。参加者によって活発な議論が繰り広げられており、その存在意義は全国レベルで認知されているところである。なお、当研究大会の内容は年報として公表されている。

【政治研究会】研究会の開催、雑誌『政治研究』（年1回）の発行：九州大学に所属する政治学専攻関連の教員、院生、OB、および九州地区の政治学者が参加しており、原則として月1回研究会が開催されている。政治学研究の水準向上、政治学関連部門に所属する院生の教育、および九州地区を中心とする諸地域の研究者、院生の交流を図ることを目的としている。

<http://quris.law.kyushu-u.ac.jp/~asakura/index.html>

【日本イギリス哲学会九州部会】研究会の開催：イギリスの哲学、思想を専攻する研究者によって組織された学際的な学会であり、研究会は年1回の本大会と、日本各地の地方部会によって構成される。このうち九州部会は本部局において年1回開催され、九州地区在住の本会会員が参加し、最新の研究成果が報告されるとともに、法学、経済学、哲学等、分野を超えた学際的な交流が図られている。

【救済法研究会】研究会の開催：九州大学において民事訴訟法・民法・基礎法を専攻する教員・大学院生および神戸大学において民法を専攻する教員等が、定期的に九州大学に集まり、近時、アメリカにおいて爆発的な展開を遂げている「救済法（Law of Remedies）」に関する研究を行っている。平成12年春に発足した新たな研究会であり、実体法と手続法、基礎法と民事法等の領域横断的な視点から、しかも、九州大学に新たに開設された授業科目である「法人間学」の知見等も取り込み、この国における既存の民事法学について、救済法の視角から、その脱構築を試みる意欲的な研究会である。

d) 国際的な共同研究の実施や研究集会を開催する体制

本部局における国際的共同研究の戦略的展開を図るために、アジア法センターが、平成13年に設置された。また、本部局では、外国の10大学と部局間学術交流協定あるいは学術交流に関する覚書を締結し、研究面・教育での活発な交流を進めている。加えて、九州大学全体としての大学間交流協定締結校との間で、部局レベルでの交流も行われている。

資料 1.20 アジア法センター関連規定

『九州大学大学院法学研究院附属アジア法センター概要』（平成13年3月7日決定（第12回研究院教授会））より抜萃

1. 設置目的

アジア諸国の法及び共通の法的諸問題を研究し、国際共同研究を推進するとともに、文部科学省や国際協力事業団（JICA）など他機関に協力して、アジアからの人材の育成に資する。

2. 事業内容（部門の研究内容等）

センターに「アジア法促進部門」、「アジア・日本法改革部門」、「アジア法情報部門」を置き、それぞれ研究（国際共同研究）、YLPを中心とする留学生教育の促進、アジア各国法のデータベース整備などを行う。

『九州大学大学院法学研究院附属アジア法センター運営内規』（平成13年3月7日決定（第12回研究院教授会））より抜萃

（趣旨）

第1条 この内規は、九州大学大学院法学研究院附属アジア法センター（以下「センター」という）の組織及び管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（センターの目的）

第2条 アジア諸国の法及び共通の法的諸問題を研究し、国際共同研究を促進するとともに、文部科学省や国際協力事業団（JICA）など他機関に協力して、アジアからの人材の育成に資する。

資料 1.21 部局間学術交流協定の締結状況

大学名	所在地	協定締結年月日
タマサート大学法学部	タイ王国・バンコク市	1995. 5. 9
アムステルダム大学法学部	オランダ王国・アムステルダム市	1995. 9. 11
香港大学法学部	中華人民共和国・香港特別行政区	1995. 9. 27
モナシュ大学法学部・人文社会学部	オーストラリア・メルボルン市	1996. 6. 14

ウェリントン・ビクトリア大学法学部	ニュージーランド・ウェリントン市	1997. 1.30
ビクトリア大学法学部	カナダ・ビクトリア市	1997. 4. 4
コロンビア大学法学大学院	アメリカ合衆国ニューヨーク市	1998. 6.25
北京大学法学院	中華人民共和国北京市	1999. 5.19
レウベン・カトリック大学法学部	ベルギー王国・ルーヴァン・ラ・ヌーブ市	2000. 6.30
清華大学	中華人民共和国北京市	2001.10.29

については、すでに大学間交流協定締結校であることから、大学間交流協定に基づく具体的事項、同交流協定で読み取れない事項、学部の特徴を生かした事項について、覚書を取り交わした。

資料 1.22 外国の大学との共同研究教育の事例（タイ・タマサート大学との連続国際シンポジウム第1回目のプログラム）

<p>Proceedings of the International Symposium (6-7 November 1997, Bangkok, Thailand)</p> <p>Developments of Legal Systems in Asia: Experiences of Japan and Thailand (organized by Faculty of Law, Kyushu University and Faculty of Law, Thammasat University)</p> <ul style="list-style-type: none"> • Opening Remarks -- Dr. Kajit JITTASEVI, Vice-Rector for International Affairs, Thammasat University • Welcome Remarks -- Associate Professor Sutee SUPANIT, Dean of the Faculty of Law, Thammasat University <p>Session I (Legal History)</p> <p>Moderator -- Kittisak PROKATI, Assistant Professor, Faculty of Law, Thammasat University</p> <ul style="list-style-type: none"> • The Uneven Development of Japanese Law and Dispute Resolution: Introduction to Japanese Legal History -- WADA Yoshitaka, Professor, Faculty of Law, Kyushu University • The Thai Legal History -- Swaeng BOONCHALERMVIPAS, Associate Professor, Faculty of Law, Thammasat University • Discussion <p>Session II (Civil Law)</p> <p>Moderator -- Anan CHANTARA-OPAKORN, Dr., Associate Professor, Faculty of Law, Thammasat University</p> <ul style="list-style-type: none"> • The Japanese Civil Code in the World of Legal Systems: Toward a Comparative Study on the Asian Civil Law -- ISOGAWA Naoyuki, Faculty of Law, Kyushu University • The Right to terminate a Contract Under Thai Law of Non-Performance of Obligations -- Daraporn THIRAWAT, Faculty of Law, Thammasat University • Discussion <p>Session III (Public International Law)</p> <p>Moderator -- Nophanidhi SURIYA, Associate Professor, Faculty of Law, Thammasat University</p> <ul style="list-style-type: none"> • Public International Law in Japan -- AGO Shin-ichi, Faculty of Law, Kyushu University • Application of International Law in Thailand -- Jaturon THIRAWAT, Faculty of Law, Thammasat University • Discussion <p>Session IV (Intellectual Property)</p> <p>Moderator -- Judge Vichai ARIYANUNTAKA, Ministry of Justice, Thailand</p> <ul style="list-style-type: none"> • Industrial Property Law in Japan -- KUMAGAI Ken-ichi, Faculty of Law, Kyushu University • Development of Intellectual Property Law in Thailand - The case of Protection for Literary and Artistic Works -- Pisawat SUKONTHAPAN, Faculty of Law, Thammasat University • Discussion <ul style="list-style-type: none"> • Concluding Remarks -- Professor Shin-ichi AGO, Kyushu University, Faculty of Law
--

【観点Gによる評価】以上の ~ の体制については、目標3.2（学外諸機関との共同研究による新研究領域の開発）及び、目標4.2（部局として優先順位をつけた研究支援）の点で、一層強化する必要があるが、目標4.3（国内外の多様な諸機関との連携）に関する高水準の成果を達成しているため、全体としては、「優れている」と評価できる。

要素1の貢献の程度

以上の観点ごとの自己評価結果から判断して、研究体制に関する取組状況は、研究目的及び目標の達成におおむね貢献している。

（要素2）研究支援体制に関する取組状況

観点ごとの評価結果

観点A：研究支援に携わる人員配置と業務分担

研究補助室

本局では、目標6.1のうち、とくに柔軟な研究支援体制の整備をめざして、研究補助室が設置されている。6名（全て常勤職員）が配置され、それぞれの法学・政治学の知識、外国語能力、IT技術など、専門的な知識や技能を活用して、教員の研究活動を一元的かつ効率的に補助・支援するための活動が展開されている。

資料 1.23 研究補助室の人員配置

研究補助室	本田裕美子 斉藤 亜唯 坂本 恵子 名古田陽子 山田 泰子 境 理恵子
-------	--

研究補助室の研究補助機能は充実しており、研究の展開に大いに役立ってきた。しかし、現在では、研究活動の補助ばかりでなく、教育やマネジメントに関する補助業務の機能強化も課題となっているので、限られた人的資源という制約の下でこれらの補助機能の適切なバランスを確保するという見地から、人員配置・役割について新たに検討が行われている。なお、リサーチ・アシスタント（R・A）の活用も開始したところである。

資料 1.24 研究補助室の業務分担

国際交流の支援（国際会議・研究集会の補助、訪問外国人研究者への支援） 外国人教員への支援 業績の公表（『法政研究』の編集、出版）・研究会日程の広報 研究会の開催準備、当日の開催補助 新任研修の補助 研究費の管理、運用に関する補助 委任経理金（科研費、その他外部資金）の管理、運用に関する補助

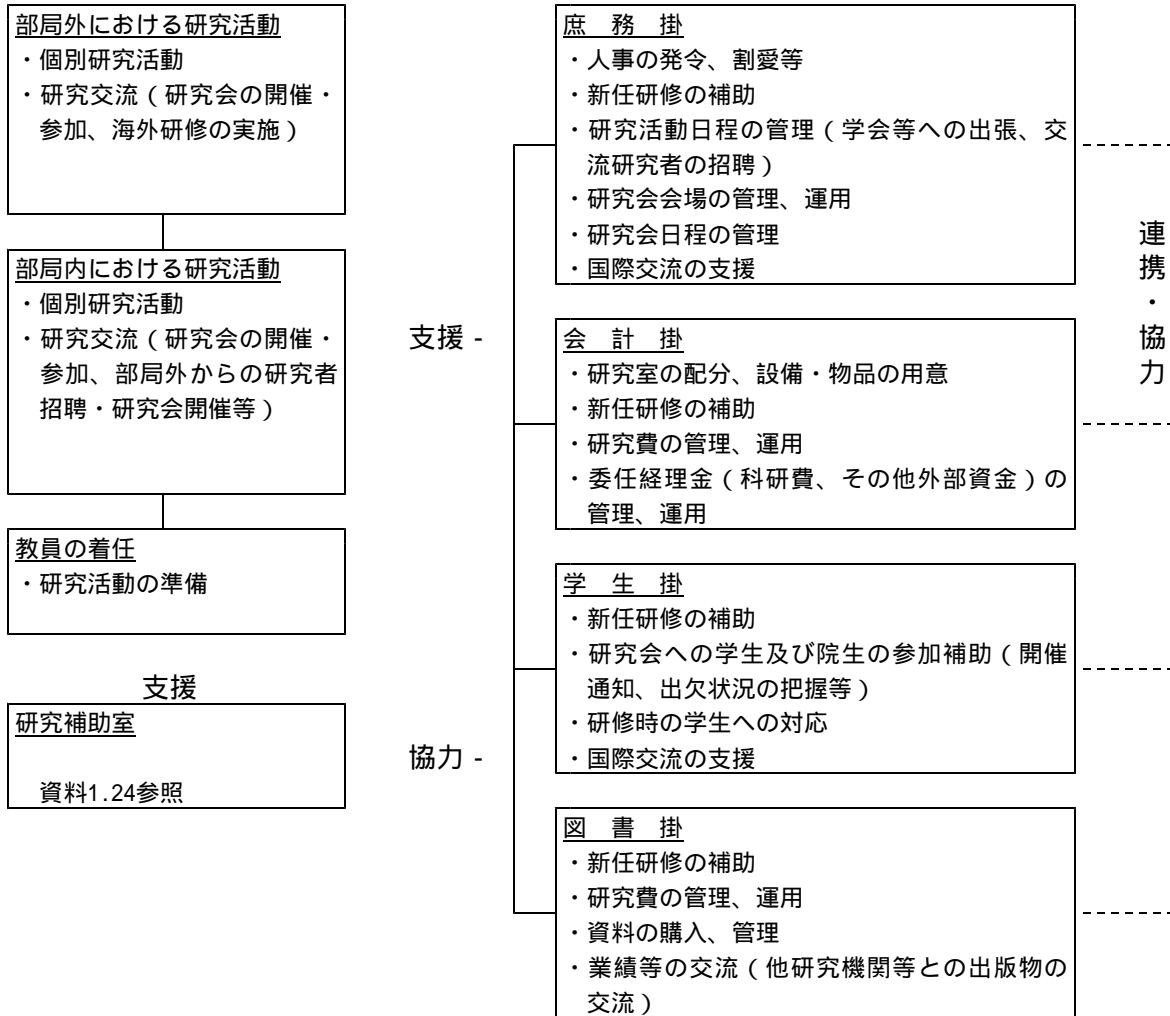
法学部図書室（図書掛）及び、その他の事務部門（庶務掛、会計掛等）における研究補助業務の専門性に応じた人員配置と各掛の担当業務の連携によって研究支援が行われている。

資料 1.25 事務室の人員配置

事務室	事務長：北島 一孝 専門職員：佐々木千枝子
-----	--------------------------

庶務掛：村上 公一（掛長）、八尋真知子、藤野 寛
会計掛：岩隈 輝勝（掛長）、山田 友幸、山村 良宏、案浦 澄雄、上田喜代香
学生掛：佐々木好弘（掛長）、上田 優子、田代 正治、仲山 綾、倉本 雅子
図書掛：山根 良夫（掛長）、児玉 浩憲、別府 妙子、伊勢脇純子、井出 公東 小野佳代子、田中 糺、渡邊 縁

資料 1.26 事務室（および研究補助室）の業務分担



【観点Aによる評価】研究の高度化、情報化、国際化などにもない、研究支援業務へのニーズが、質・量の両面で高まっており、それに対応するため、研究補助室の設置や補助サービスの活用方法などの点で改善が進められてきた。しかし、他方で、事務部門における人員削減のマイナス効果、各種事務機能の連携、研究支援の面での専門性を一層高めるための研修の必要性などの課題も残されているので、目標6.1の達成度という見地から、全体としては「普通」と評価される。

資料 1.27 事務職員研修の実績（受講者数）

名 称	平成 9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
九州大学管理者研修	1	1			
九州大学管理監督者研修			1		

九州地区国立学校等係長研修（文部省）		1			
九州大学掛長・専門職員研修				1	
九州大学主任研修					1
九州大学中堅職員研修			1		
九州大学厚生補導担当職員研修会			1		1
九州地区大学厚生補導職員研修（文部省）	1				
九州地区大学厚生補導職員（中級）研修会（文部省）				1	
九州大学語学（英語・初級）研修		1			
九州大学語学（英語・中級）研修		2	1		
九州大学語学（英語・実務コース）研修				1	
大学図書館職員講習会		1			
図書館等職員著作権実務講習会				1	
総合データベース実務研修目録担当者コース(国立情報学研究所)					1
地区別会計事務研修（文部省）			1		
九州大学企業会計研修				1	1
九州大学パソコンリーダー養成研修		1		1	
甲種防火管理講習					1

観点B：施設・設備の利用体制

研究補助室

研究補助室は、研究の高度化、情報化、国際化など新しいニーズに対応することを目的としてサービス利用体制を整備してきており、その目的はほぼ達成されていると言ってよい。

しかし他方、サービスの利用方法等については、明確な利用規定の作成など、効率的・効果的な活用を図るための工夫の余地が残されている。また、利用者たる教員の間で研究補助室の業務に対するニーズについての調査をふまえ、一部業務の外部委託等の可能性も含め、業務のあり方を見直す必要がある。

法学部図書室（図書掛）及び、その他の事務部門（庶務掛、会計掛等）

図書室については、閉館時間の繰り延べによる利用可能時間の延長や、図書掛のホームページを通じて、学内外の蔵書検索や各種データベースのアクセス、迅速な注文・新着図書等の案内等の取組みが行われている。ただし、利便性の向上には一層の工夫の余地が残されている。

その他の事務部門については、全学的な定員削減計画や事務処理体制の見直しが進む中で、通常業務等の処理に多くの時間が割かれざるをえなくなり、研究支援の面が手薄となりがちな実情にある。しかし、部局として可能な限り、システム化の推進などにより事務処理の効率化に努めており、また、学内の委員会に事務長や関係する掛長が出席することにより、研究現場の意見を事務対応に反映させるようにしている。

【観点Bによる評価】以上のように、施設・設備の利用体制の現状は、目的の1～5の達成をめざした進展は見られるものの、新たな課題に十分には対応できていない面もある。したがって、目標6.1の研究目的をふまえた支援体制の整備への貢献度は、「普通」と評価される。

要素2の貢献の程度

以上の観点ごとの自己評価結果から判断して、研究支援体制に関する取り組み状況は、全体として研究目的・目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

（要素3）諸施策に関する取組状況

観点ごとの評価結果

観点A：プロジェクト研究の振興方策

プロジェクト研究を促進するために、科学研究費補助金や学内外の各種研究補助金等への積極的応募を図る方策の他に、次のような振興方策を活用している。

部局内共同研究については、法学研究院の教員などで構成される法政学会によるシンポジウムや研究会等を通じて推進されており、また部局内の委任経理金も活用されている。全学の制度である総長裁量経費に基づくP & P（教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト）制度の活用も積極的に行われている。

資料 1.28 教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト（P & P）

「教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクトの実施について」（平成13年2月20日・評議会決定）より抜萃

1.（目的）教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト（以下「プログラム・プロジェクト」という。）は、九州大学として、一定の期間研究費等の重点配分を行い、本学の教育と研究の一層の発展を図ることを目的とする。

2.（基本的性格）プログラム・プロジェクトについて、次の3つに類型化する。

（1）Aタイプ

21世紀に向けて我が国の学術研究の新たな展開を図るため、特定の研究分野における中核的な研究拠点として発展する可能性を有する優れた研究者を中心とした研究組織を、九州大学におけるCOE研究として支援する。

なお、ここでいうCOE研究とは、次のようないずれかの研究を指すとともに、科学研究費等におけるCOE研究に発展する可能性をもつもの又は学内共同の研究センター等の設立の展望を有するものとする。

世界レベルの卓越した研究に発展する可能性をもつ萌芽的研究

地域性を含めて九州大学として特徴ある研究

九州大学で活発に行われている国内で卓越した研究

これは、3年間にわたって継続的に実施し、その成果の点検評価を受ける。

（2）Bタイプ

21世紀において、大学間競争が激化し、それぞれの大学が「個性化」を求められるなかにあつて、九州大学独自の戦略課題を推進する一環として、次のような分野の研究を全学的に支援する。

B - 1：アジア総合研究

九州大学の学際的研究の柱として「アジア総合研究」を位置付けてアジアの、居住・文化、政治・経済、エネルギー・環境、生物資源生産、医療・衛生などの研究を全学的に推進する。

B - 2：人文科学・社会科学及びこれを除く基礎科学

全国的に科学技術への重点的資金配分が強まる傾向にあり、学術文化を総合的に振興するという九州大学の基本的姿勢を明示する立場から、人文・社会及びこれを除く基礎科学の研究を重点的に支援する。

B - 3：九州大学学術研究都市づくり関連研究

統合移転及び学術研究都市づくりに関わる研究を推進する。

これは、B - 1については2年間ないし3年間、B - 2及びB - 3については1年間ないし2年間にわたって継続的に実施し、その成果の点検評価を受ける。

（3）Cタイプ

大学教育の在り方が社会的に厳しく問われているなかであって、九州大学における教育改革を推進するために、独創的な教育プログラムの実施、大学入試や大学教育方法の改善への取り組み、及び大学教育に関する研究などについて支援する。

これは、原則として2年間にわたって継続的に実施し、その成果の点検評価を受ける。

部局の教員が関与する国際的な共同研究については、法学部国際学術交流振興基金による助成制度が活用されている（資料1.16及び資料1.17参照）。

資料 1.29 国際学術交流振興基金の運用方針

『法学部国際学術交流振興基金（国際学術交流資金）の運用規程』（昭和61年度発足、平成7年12月第3次改定）より抜萃

（一）海外派遣

主旨 - 若手研究者の長期派遣と国際共同研究の日常化にともなう短期派遣の弾力化

- （１）研究集会 研究発表者、司会等に40万円限度の補助
- （２）在外研究 長期・短期の二本立てとする。

なお、これらの振興方策の成果の現状と評価については、項目4の要素1・観点Aの箇所でも取り上げる。

【観点Aによる評価】項目4で示す活発な活動成果から判断して、プロジェクト研究振興のための諸方策は、目標4.1（教員の研究活動を部局の共有資産として支援）、目標4.3（国内外の多様な諸機関との連携）の達成に大きく貢献している。加えて、P & P制度は、目的5（教育目的と調和した研究）のための目標のうち、5.2（教育手法開発）や5.3（国際規模の教員交流）を促進する施策としても、有効に機能している。

他方、社会連携を図りつつアジア地域や九州におけるルール形成と政策形成を研究することをテーマとしたプロジェクト研究支援に重点を置くなど、優先順位をつけ組織的にめりはりのある支援を行うという姿勢（目標2.1及び2.2に関連する点）はまだ弱く、また、目標3.1（部局内・部局間協力による総合的研究領域の開発）の達成を意識する形では諸施策が十分に活用しきれていないなど、施策の活用面における課題も残されている。

しかし、このような課題が残されているとはいえ、全般的には目的1～5の実現に役立つ諸施策が講じられているので、全体としては、「優れている」と評価できる。

観点B：人事関係の方策としての総合人事委員会の設置

大学をとりまく環境の急速でドラスティックな変化をふまえた総合的・戦略的な人事方策を策定し、かつ、研究や教育の目的・目標などの観点から適切でバランスのとれた具体的人事を迅速に進めるために、平成13年度に総合人事委員会を設置した。

資料 1.30 総合人事委員会運用方針

『「法学研究院総合人事委員会」の設置』（平成13年7月18日、第19回研究院教授会資料）より抜萃

役割：法学研究院の長期的展望にたつて人事政策を遂行するため、講座横断的な人事政策を策定する具体的なポスト補充の必要性が確認された後、職務内容を確定し、教授会の承認を得る。その職務遂行に関わりがある専門領域の教授・助教授を3名教授会から選出し、選考を委託する。選考は基本的には公募制をとる。ただし、職務内容によっては、学（部）内公募制という形式も考えられる。

資料 1.31 人事手続についての申し合わせ

「人事手続についての申し合わせ」(平成14年5月22日一部修正決定(第32回研究院教授会))

総合人事委員会の下での人事は、教授会が全体として人事に責任を負うという立場にあることをあらためて確認し、その教授会の責任を全うするのに相応しい手続を工夫することによって行うことにする。

総合人事委員会は、法学研究院の教授・助教授・専任講師からの申し出、あるいは総合人事委員会の判断によって、必要に応じて採用すべき教員の職務内容を明らかにした人事計画を策定し、教授会の承認を得る。

教授会の承認を得た人事計画に基づいた人事を行うにあたっては、総合人事委員会の下に人事専門委員会(定員3名)を設置する。

人事専門委員3名は、教授会において投票により選出する。

総合人事委員会は、人事専門委員選出のための投票にあたって、当該人事専門委員を選出するのに必要な専門領域等に関する情報を教授会に提供することができる。

人事専門委員会においては、男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、当該専門領域の候補者の中に女性候補者を加えて検討するよう努めるものとする。

人事専門委員会は、審議経過・内容をできうる限り教授会に報告しなければならない。

研究院長は、人事専門委員会における審議の進展状況に応じて、ヒアリングの機会を設けることを求めることができる。

総合人事委員会は、人事専門委員会が候補者一名を確定した場合には、その手続に瑕疵がないことを確認した上、教授会に対して当該人事の発議を行う。

【観点Bによる評価】総合人事委員会の設置により、かつての小講座的発想を超えて、人事及び人事関係の方策について組織的かつ迅速な意思決定が可能となるなど、目的1～5の実現を促進する方策としてきわめて有益であり、目標2.2(総合的人事体制の構築)を達成しているため、「優れている」と評価できる。

観点C：外部研究資金の獲得方策

科学研究費補助金については、応募率の向上のために、応募者が3年間平均で70%に満たない場合には、部局への学内予算配分を減額するという方策が全学的に採用されており(教員の減員数÷計画書提出教員数×100=応募率%)、応募率および採択件数の向上に関する組織的取組として効果をあげている。その他の外部資金については、関連情報の提供以外には、外部資金獲得のための積極的推進策は行われておらず、組織的に取り組むべき課題が残されている。

資料 1.32 科学研究費補助金の応募率、採択件数等の年度ごとの推移

	応募率	採択件数
平成9年度	69.5%	一般：13(重点：1、基盤A：1、基盤C：8、萌芽：1、奨励A：1、奨励B：1) 国際学術研究：3(学術調査：1、共同研究：2)
平成10年度	60.9%	一般：15(基盤A：1、基盤B：2、基盤C：8、萌芽：2、奨励A：2) 国際学術研究：3(共同研究：2、大学間協力研究：1)

平成11年度	66.7%	24(基盤A:4、基盤B:3、基盤C:11、萌芽:3、奨励A:2、特定領域A:1)
平成12年度	54.3%	25(基盤A:2、基盤B:2、基盤C:16、萌芽:2、奨励A:2、特定領域A:1)
平成13年度	88.9%	31(基盤A:2、基盤B:3、基盤C:16、萌芽:4、奨励A:4、特定領域A:2)

【観点Cによる評価】以上のように、外部研究資金の獲得獲得方策は、研究目的の1、3、4、5の達成を促進する機能がある程度は果たしているが、効果を一層高めるための課題も残されている。したがって、目標6.1(研究資金の充実)達成への貢献度としては、「普通」と評価される。

観点D：研究資金の配分・運用方策

部局に配分される校費は、予算経理・施設委員会(構成員は、研究院長、両評議員、研究室主任、学務委員長、大学院企画運用委員会委員長、事務長)において、研究及び教育の目的・目標に配慮しながら、「予算配分の方針」に基き、一般庁費と研究費校費(研究図書費)に配分されたのち、一般庁費については予算経理・施設委員会で、また、研究費については図書委員会検討され、教授会で決定される。これらは、研究及び教育の目的・目標の見地から改良を重ねてきた手順であり、目的・目標に即して適切に機能していると言える。

資料 1.33 法学研究院における資金配分の方式・方針

『平成13年度法学研究院予算配分の方針について』より抜萃

- ・ 教官研究旅費及び教官研究費とも、本省予算配分額は定員配分であるが、法学研究院内の予算配分は、教官研究旅費については、毎年4月1日現在の現員配分による。ただし、配分時点で年度途中の採用が確実に見込まれる場合は、月割計算により配分額を予備費に計上する。
- ・ 教官研究旅費については、平成6年9月14日の予算経理委員会決定により、教授・助教授は同一単価とする。なお、平成11年度新設の客員教授・助教授についても同一単価とする。
- ・ 校費の配分については、研究費52%、教育費5%、一般庁費43%とする。(平成12年度 研究費58%、一般庁費42%)
- ・ 平成6年度の教養部の改組により、本学部に配置換になった教授1名、助教授1名は、六本松地区において教育研究活動を行うため、年度当初に「教官研究旅費」および「教官研究費」の額を決定して、大学教育研究センター事務部へ移算する。なお、配置換教官については、旅費および研究費(図書費)の配分において配慮を行うものとする。

その他の研究資金の配分・運用の方策については、研究の目的・目標をふまえて次のように決定されている。法学部国際学術交流振興基金は、国際交流基金運用委員会において基金運用方針が発案され教授会で承認される。平成13年度より始まった科学研究費における間接経費の配分指針は、総合企画委員会で発案され教授会で承認される。(ただし、法学部国際学術交流振興基金および間接経費は教員に毎年個別に配分されるものではない。)

【観点Dによる評価】研究資金の配分・運用の方策は、以上示したように、研究の目的・目標とそれぞれの間の調和・バランスに配慮して実施されている。ただし、目標の2.2、3.1、4.1の達成に必要な優先順位を付けためりはりのある組織的な研究活動支援(グループ研究や共同研究の推進を図る配分・運用策など)や、目標5.2や6.2(教育手法や評価技法の開発)をめざ

す諸活動の支援などが、総合企画委員会のリードの下で取り組むべき課題として残されている。
以上を総合的に勘案すると、研究資金の配分・運用方策は、「普通」と評価される。

観点E：必要な研究環境（図書館、IT、施設設備）の整備方策

図書室：法学研究院（法学部、大学院法学府）には固有の図書室があるが、危機的とも言えるほどの図書・資料の収蔵スペースの不足に直面している。部局レベルでは、現時点での抜本的解決は困難であるが、プレハブ収蔵棟の増設など、可能な限りの対応に努めている。

IT：助手・大学院生用研究室を含むすべての研究室に学内LANが接続配備され、平成13年度には広帯域化も行われた。また、LANを介して、LEXIS-NEXIS、日経テレコン、法律判例文献情報等の学術情報システムが積極的に利用されている。部局内のファイリングシステム（「法学部規則集オンライン・データベース」、「法学部オンライン・ボード」等）の設計および構築は、試行段階にある。平成13年度には、IT担当教員（講師1名）を部局内措置として設け、IT利用の普及と高度化のために活用している。

その他の施設設備：研究室の圧倒的不足に対処するため、施設設備の機能統合による省スペース化などにより、可能な限りの確保に努めているが、部局レベルの対応では限界に達しつつある。なお、平成12年度には、文系4学部共同でエレベーターを設置し、バリアフリーの実現に努めている。しかし、一層のバリアフリー化、環境保全への配慮、耐震診断の実施など安全面での施設の老朽化対策などは、種々の制約のため、はかどっていない。

【観点Eによる評価】研究目的の達成に不可欠な環境整備は、キャンパス移転前の整備に対する制約や予算面の制約等、部局レベルでは対応できない障害のために、きわめて厳しい実情にある。しかし、部局レベルで可能な限りの工夫に努めている点を評価に加味するならば、研究環境整備の方策は、「普通」と評価できる。

観点F：萌芽的研究を育てる方策、及び、成果が出るまで長時間を要するような研究を推進する方策

目的1～5に配慮しながら、次のような方策を講じている。

各分野における研究会の組織

各種の研究会が組織され、新たな研究の萌芽を促進する機会となっている（資料1.19参照）。

新任教員への支援（留学支援、図書費・情報化経費の特別枠）

新任教員に対して図書費等の経費を着任年度に限り増額する等の支援が、平成11年度以降強化され、情報化経費に関して新任教員が優先的支援を受けられるようになっている。

資料 1.34 新任教員に対する支援

「新任教官に対する図書予算特別処置」（昭和55年7月23日決定（第717回教授会決定））

新任教官に対しては着任の年度にあたり、次のように図書費について配慮する。

1. 新任教授 20万円増
2. 新任助教授 15万円増

(参考)「新任教官手当」は今年度から情報化設備購入費(教官研究費(c))の新設等に伴い廃止する。(平成11年9月16日図書委員会決定・平成11年9月22日教授会承認)

資料 1.35 情報化経費の運用実績

情報化経費・教官研究費 (情報化設備等購入費)	平成11年度	平成12年度	平成13年度
予算額(千円)	2,000	2,000	2,000
支出額(千円)	1,866	1,855	2,173
支出内訳	パソコン7台・周辺 機器等	パソコン6台・周辺 機器等	パソコン7台・周辺 機器等

サバティカル制度の導入

教育の充実の要請、種々の新事態に対応する行政負担の増加などの環境の中で、高水準の研究を担う部局として活力を維持し国際的水準の研究を遂行するために、本研究院では、平成9年1月に、サバティカル制度を導入し、その後も、当該制度の利便性を高めるために、適用者枠の拡大などの制度改正を行っている。

資料 1.36 サバティカル制度の運用方針

「サバティカル制度運用方針」(平成13年12月12日改正(第24回研究院教授会))より抜萃

1. 制度の趣旨

九州大学大学院法学研究院の研究活力の維持・再生を図るために、サバティカル制度の重要性を確認し、その積極的運用と制度自体の健全な発展を実現するために以下の方針を定める。

2. 制度の内容

- (1) 原則として、いっさいの教育活動および行政活動を免除される。
- (2) 期間は1年間とし、本人の希望により、6ヶ月に短縮することもできる。
- (3) 適用人数は、各年度着任順によって適用されるもの2名、過度の教育・行政負担等のために研究専念の必要性のあるもの2名以内、計4名以内とする。

【観点Fによる評価】改革推進の過程において教育や行政の負担増が不可避な状況の中で、とりわけ研究目的2(基礎分野と応用分野との調和・バランスの確保)の見地から、萌芽的研究や時間を要する研究を推進するために、以上の～のような諸方策が実施されていることは意義深い。サバティカル制度の使い勝手向上などの点でなお課題を残しているため、全体的には、「普通」と評価される。

観点G：研究活動のネットワーク形成のための方策

目的1～5、とりわけ目的2(研究面での社会連携・様々な研究活動のコーディネートへの関与)に配慮しながら、次のような方策を行っている。

研究者相互間で研究成果や研究情報を報告又は意見交換するための方策

法政学会研究会が組織され、活用されている。

資料 1.37 法政学会研究会の開催状況

所属について特に記載のない者は本部署教員

平成 9年度	第 1 回 (1997.4.23) 法学教育とディベート：角松生史 第 2 回 (1997.5.14) 中国見たまま聞いたまま - 北京留学を振り返って - : 植田信廣 第 3 回 (1997.6.11) ワイルドなニュージーランドの私：和田仁孝 第 4 回 (1997.7.23) イギリスにおける大学改革の光と陰：イアン・ニアリー (エセックス大学教授) 第 5 回 (1997.9.17) 五五年体制の崩壊：藪野祐三 第 6 回 (1998.2.18) 怒りの毒葡萄酒事件：大出良和 第 7 回 (1998.3.25) ワタシとエクセルちゃんの密かな愉しみ - EnxExm について考える - : 江口厚仁
平成10年度	第 1 回 (1998.4.22) 日本の政治、タイの政治：スリチャイ・ワンゲオ (チェラロンコン大学助教授) 第 2 回 (1998.5.27) 法学部情報化の状況について - LAN、サーバ、LEXIS、日経テレコムなど - : 酒匂一郎 第 3 回 (1998.6.17) 日本人の国際公務員が見たアジア：吾郷眞一 第 4 回 (1998.7.22) 祝・夏休み突入記念 - 「休暇」法学のおすすめ - : 野田進 第 5 回 (1998.9.16) 成年後見制度の改正について：伊藤昌司 第 6 回 (1998.10.21) 一九世紀イギリス政治思想史再考 - ballot (秘密投票制) を手がかりに - : 関口正司 第 7 回 (1998.11.18) イギリスの図書館と修道院文化：直江眞一 第 8 回 (1998.12.16) ドイツの文書館と歴史記念館歴訪：熊野直樹
平成11年度	第 1 回 (1999.4.6) 英仏の少子化対策の動向：伊奈川秀和 第 2 回 (1999.5.26) カリフォルニア州におけるアドミッション入試について：藪野祐三 第 3 回 (1999.6.16) ビル・ゲイツと私 - シュリンク・ラップ契約論序説 - : 曾野裕夫 第 4 回 (1999.7.14) 司法試験とロースクール構想：河内宏 第 5 回 (1999.9.22) 社会内刑罰とは何か？ - 刑罰の多様化とその背景 - : 土井政和 第 6 回 (1999.11.17) 日独裁判官物語：川嶋四郎
平成12年度	第 1 回 (2000.11.15) F D：学生による授業評価制度の導入をめぐる 第 2 回 (2000.12.20) 低年次法学教育の理念・方法をめぐって - 『民法総則』講義を素材に - : 兒玉寛 第 3 回 (2001.3.7) 低年次ゼミ教育の理念・方法をめぐって
平成13年度	第 1 回 (2001.10.26) F D：法学部 2 年前期の少人数教育のあり方をめぐって 第 2 回 (2001.12.12) 新学習指導要領と大学教育への影響：高田英一

地域的な課題・社会連携に取り組むためのネットワーク形成の方策

裁判所や弁護士会など他機関との共同研究など、これまで様々な研究グループが組織されてきた。これらには、長年定期的に行われてきたもの（例えば、裁判所との判例研究会）、特定のテーマのためにアドホックに構成されたものなど、多様な形態がある（資料1.19参照）。

- ・九州法学会への関与（資料1.19参照）
- ・アジア太平洋センターとの連携：福岡市を中心に設立された産・学・官協同の国際学術研究交流推進機関である財団法人アジア太平洋センター（所在地：福岡市）が進める諸研究活動に、多様な形で参加することを通じて、アジア・福岡における地域的な課題・社会連携に積極的に取り組むための組織的連携を模索している。

資料 1.38 アジア太平洋センターを通じた研究活動

平成 9年度	<ul style="list-style-type: none"> 九州大学法学部、財団法人アジア太平洋センター主催日中学術シンポジウムの開催「盧溝橋事件60周年・日中国交回復25周年記念・アジア比較政治行政コース(CSPA)開設準備記念日中学術シンポジウム」 若手研究者研究活動助成の採択「韓国4月革命と政治文化 - 『民主主義』をめぐる対抗という視点から - 」
平成10年度	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップへの参加(コメンテーター)「金大中政権による改革のゆくえ」 若手研究者研究活動助成の採択「中国労働法下の労働協約制度 - 労働組合の変容と団体交渉 - 」
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> 若手研究者研究活動助成の採択「中国における解雇法制と紛争処理法制に関する研究 - 市場経済化にともなう雇用調整と雇用保障制度の展開 - 」 自主研究(5Aプロジェクト)の主査・参加「アジア太平洋諸国の分権 - 中央・地方の政府間関係の分析 - 」 ワークショップへの参加(講師・コメンテーター)「タイ文化と法にゆれる日系企業 - トラブル回避のための相互理解をめざして - 」 自主研究(3Aプロジェクト)成果の出版「アジア都市政府の比較研究 - 福岡・釜山・上海・広州 - 」
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> 自主研究(6Bプロジェクト)の主査「アジア諸国における技術開発政策の展開と知的所有権保護」 若手研究者研究活動助成の採択「日本、中国、韓国における環境政策に関する比較研究 - 廃棄物処理施設を巡る対立問題を中心にして - 」 国際研究交流会議への参加(報告者)「21世紀の新しい自治の枠組みをめぐる」 九州大学韓国研究センター、九州大学大学院法学研究院、財団法人アジア太平洋センター主催日韓学術シンポジウムの開催「労働と政治 - 日韓比較の視座から - 」
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 国際研究交流会議への参加(コーディネーター)「台湾・シリコンバレーの成功の秘密 - 九州の発展戦略を探る - 」 ワークショップへの参加(コメンテーター)「東南アジアに見る民主主義の姿 - 開発独裁からの脱却をめざして - 」 市民カレッジへの参加(講師)「民族間の新たなネットワークと日本の役割」

・紛争管理研究センターの設置

資料 1.39 紛争管理研究センター設立の趣旨

「九州大学大学院法学研究院附属紛争管理研究センター概要」(平成14年1月23日、第27回研究院教授会資料)より抜萃

1. 設置目的

紛争解決を巡る制度及び過程を研究し、国際共同研究を促進するとともに、裁判所、弁護士会など他機関と協力して、紛争管理を専門とする人材の育成に貢献する。

2. 事業内容(部門の研究内容等)

センターに「基礎紛争理論部門」、「紛争管理政策論部門」、「紛争管理技法教育研究部門」を置き、それぞれ、研究(国際共同研究) 裁判所職員、調停委員、弁護士、リスクマネージャーなどへの教育・トレーニング事業を行う。

国際的な共同研究の実施や研究集会を開催する方策

- ・ アジア法センターの設置（平成13年4月1日）（資料1.20参照）
- ・ 外国の大学との交流協定（資料1.21参照）
- ・ 外国の大学との共同研究教育（資料1.22参照）

【観点Gによる評価】上に示した ~ の方策は、各種センターが発足して間もないために活動が十分には展開されていない点や、目標4.2（部局として優先順位をつけた形での活動支援）の取り組みが必要である点などの課題は残されてはいるが、全般的には、目的1～5、とりわけ、目的4（研究面での社会連携・様々な研究活動のコーディネートへの関与）に関する目標4.1（部局としての連携支援）と4.3（国内外の多様な諸機関との連携推進）の達成に貢献しているので、「優れている」と評価できる。

要素3の貢献の程度

以上の観点ごとの自己評価結果から判断して、諸施策に関する取組状況は、研究目的及び目標の達成におおむね貢献している。

（要素4）諸機能に関する取組状況

観点A：研究支援のサービス機能

研究補助室

研究補助室は、研究補助室構成員の法学・政治学の知識、外国語能力、IT 技術など、専門的な知識や技量を活用して、教員の研究活動を支援することを目的に、多岐にわたる業務を行っている。具体的には、研究のための文献・データ収集や資料作成、外国人研究者の研究活動支援、各種国際交流事業への支援、科学研究費補助金を含む各種研究助成金の申請手続の支援などである。また、研究補助室は、本部局の教員等によって構成されている法政学会の運営業務を担うことによって研究活動のネットワーク形成を支援したり、九州大学法学部同窓会に対する大学側の窓口としての機能を担うことによって、OB を中心に地域社会をはじめ広く外部からの研究活動に対する情報の提供や問い合わせ等に対応している。

法学部図書室（図書掛）及び、その他の事務部門（庶務掛、会計掛等）

法学部図書室に配属されている図書掛は、豊富な蔵書の一層の充実と研究における活用のために、各種研究資料等の収集・整理や図書施設の整備を行っている。また、最近では従来型の紙媒体資料だけでなく、情報通信技術の発展に伴う情報や資料の多様化への対応（CD-ROM による判例情報の提供、オンラインを通じた各種データベースへのアクセス環境の整備、等々）にも積極的に取り組んでいる。

庶務掛は、教員の研究活動遂行に対する後方支援業務を担当しており、科学研究費補助金をはじめとする学内外の資金面での研究支援制度に関する情報提供、学内外の部局との研究交流に関する支援を行っている。会計掛は、予算上の制約が厳しくなる中で、研究のための備品や消耗品などを安価にかつ迅速に調達したり、施設や備品を良好に保守することによって、研究活動の基盤を支えている。また、科学研究費補助金や学内外の各種研究助成金などに関する業務も、重要な研究活動支援業務となっている。学生掛は主に学生対応をはじめ教育活動に関する諸業務を担当しているが、大学院学生と教員との間で必要な連絡・調整を行うことで、研究活動の支援機能を果たしている。

【観点Aによる評価】以上のように、研究支援のサービス諸機能は、それぞれ、新しいニーズや環境への適応に努力しつつ役割を果たすことによって、研究目的全般の達成、及び目標6.1（柔軟な研究体制の整備）の達成に貢献している。しかし他方、限られた資源を前提としてサービスの高度化と効率化・迅速化を図るという点では課題も残している。以上により、研究支援のサービス機能は、全体としては、「普通」と評価される。

要素4の貢献の程度

以上のように、諸機能に関する取組状況は、全体として研究目的・目標の達成におおむね貢献しているが、特に、研究面での社会連携および研究活動のコーディネート面での支援活動が顕著である。しかし、他方では、限られた人的・物的限界の中で、多様で質が高く、迅速で効

率的なサービスの提供という点では課題も残している。

以上の観点ごとの自己評価結果から判断して、諸機能に関する取組状況は、研究目的及び目標の達成におおむね貢献している。

(要素5) 研究目的及び研究目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

観点ごとの評価結果

観点A：教職員に対する周知の方法

研究の目的・目標や研究体制の基本方針を教職員に周知徹底するために、教授会や教員懇談会の機会を頻繁に活用している。

資料 1.40 各種の機会を活用した目的・目標等の周知活動の実績

教員懇談会（目的及び目標の原案についての説明と討議）

- 平成12年 5月10日 本年度に予想される第三者評価機関による評価について
- 平成12年11月 8日 法人化問題の現状と取組について（中期目標、中期計画を含む）
- 平成12年11月22日 独立行政法人化問題検討ワーキンググループからの報告
- 平成13年 3月21日 評価の基準となる部局の目的・目標について（大学評価・学位授与機構による大学評価への対応について）
- 平成13年 6月27日 大学評価・学位授与機構の大学評価について

教授会議題（目的及び目標の提案と承認）

- 平成13年 9月 3日 大学評価・学位授与機構による評価に対応した目的・目標の暫定案について説明
- 9月19日 大学評価・学位授与機構による評価に対応した目的・目標の暫定案を承認

資料 1.41 法学研究院における目的・目標策定の経緯

平成11年度	<p>（評価コンセプトの把握）大学評価機構の設立準備過程で判明しつつあった目的・目標を評価の基準とするという評価のコンセプトの把握に努めた。</p> <p>（中期目標・中期計画との連動）法学研究院独立行政法人化問題検討ワーキンググループを立ち上げ当該制度における中期目標・中期計画という枠組における評価の役割や意義の把握に努めた。</p> <p>（年度における達成状況）この時期、全学の執行部から提出を求められた部局の「中期計画」は、従来の概算要求型の計画ではなく、評価を強く意識したものとなった。これが現在の法学研究院の評価活動における目的・目標の原型となっている。</p>
平成12年度	<p>（「中期計画」の策定）大学評価機構による評価の概要および文部省の調査検討会議における国立大学法人化の検討プロセスをふまえ、前年度段階における「中期計画」に改良を加え、全学執行部から提出を求められた「中期計画」を「5ヵ年計画」として策定した。</p> <p>（目的・目標についての周知活動）教員懇談会を開催し、法人化を念頭に置いた評価の基準ともなりうる「5ヵ年計画」についての認識を、部局全体として共有するよう努めた。</p> <p>（年度における達成状況）この時期、評価の基準となる部局の目的・目標についての基本ラインが法学研究院等自己点検・評価委員会を中心に策定され、数度にわたる教員懇談会での議論をへて部局内に共有された。この結果、評価活動の準備作業から実施に向けた体制づくりに移行することが可能となった。</p>
平成13年度	<p>（委員会の改組）法学研究院等自己点検・評価委員会を改組し、法学研究院独立行政法人化問題検討ワーキンググループとの連携を強化する体制を作った。この体制の下で、両委員会のかなりの部分が人的に重なり合う形で、評価機構の2年目の評価が法学部に当たることを想定して、評価マニュアルの整備など、教育評価・研究評価の双方に対応できる準備を進めた。</p> <p>（目的・目標の原案策定）7月末には、独立行政法人化問題検討ワーキンググループにおける検討をふまえて今後の中期計画との整合性を意識しながら、法学部の教育・研究の目</p>

<p>的・目標の原案を文書化した。並行して、評価のためのデータ収集体制を確立し、夏休み中に基礎的データを集約した。</p> <p>(評価活動の実施) 9月初旬の法学研究院教授会において目的・目標の原案を提示し、9月下旬の教授会で承認を得た。これにより、部局における評価活動が本格的に実施されることとなった。</p>

また、目的・目標が掲載された印刷物(法学部案内、学生便覧)の配布や、部局のホームページへの掲載を行っている(<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~review/evaluation.html/>)。部局のホームページでは、部局内に外国人教員が多いことにも配慮して、目的・目標を日本語と英語で掲載している。

【観点Aによる評価】研究目的及び研究目標の教職員に対する周知の取組は、積極的に行われている。一層の徹底を図る点では課題が残されているものの、全般的には、「優れている」と評価される。

観点B：学外者に対する目的・目標の公表とその方法

上述のように、研究の目的・目標は、平成13年9月における教授会での承認後に日本語と英語でホームページ上に公表された。また、現在、本部局の広報誌『九大法学部案内』や紀要『法政研究』等の印刷物への掲載および配布等の広報体制の構築を進めている。また、平成14年度には広報委員会が設置され、この委員会を中心に、現在すでに実施している高校生対象九大説明会の一層の充実に加え、自治体等への印刷物の配布の促進など、研究活動に関して組織的な社会広報を行う体制作りを進めている。

【観点Bによる評価】これまで、広く学外に向けた研究目的及び研究目標の周知には遅れが見られたが、最近になって積極的な取組が開始された。多様なメディアによる周知の一層の強化という点では課題が残されているが、全般的には、「普通」と評価される。

要素5の貢献の程度

以上の観点ごとの自己評価結果から判断して、研究目的及び研究目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況は、研究目的及び目標の達成におおむね貢献している。

(2) 評価項目の水準

以上の自己評価結果を総合的に判断して、研究体制及び研究支援体制は、研究目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

(3) 特に優れた点及び改善点等

【優れた点】

総合企画委員会と総合企画センターの設置は、目的・目標に沿って関係委員会の調整を行い、自己点検・評価結果に基づき部局全体の企画を行う仕組みとして、特筆に値する。客員教員および連携講座の制度の導入は、研究者の流動性を高め社会連携を促進する体制として優れている。

国際学術交流振興基金による研究支援、サバティカル制度の導入、各種研究会の組織および運営などは研究支援の具体的な取組として優れている。

アジア法センター、外国の大学との共同研究体制は、アジア地域に焦点を当てた目的・目標の実現に貢献し、また研究のネットワーク化を推進している点で優れている。

紛争管理研究センターの設置は、研究面での社会連携・様々な研究活動のコーディネートへの関与を促進するものとして優れている。

総合人事委員会の設置は、目的・目標の観点から戦略的、積極的な人事政策を進めていく上で優れている。

【改善点】

外部資金の獲得については、科学研究費補助金を除き、積極的推進策は取られておらず、組織的に取り組むべき課題が残されている。

部局外、学外に向けた研究目的・目標の趣旨の周知・公表については、その取組が遅れている点が課題として残されている。

2 研究内容及び水準

観点A：研究の独創性・発展性

【部局全体】

全体として、各専攻分野の特性を活かした研究（研究目的1、研究目標1.1～1.6）及び基礎的研究と先端的研究がバランスよく研究され（研究目的2、研究目標2.1及び2.2）ており、また研究目標3.2及び4.3に沿った高水準の研究が行われていると評価できる。

【基礎法学部門】

基礎的研究として、法学教育と情報化の相互関係の分析、法化論、中世刑事法史のキーワードに関するデータベースの作成、中世武家法の発展史、コモン・ロー成立史などの研究、19世紀ドイツ法学に即した法源論および私的自治論、古典期ローマ法の研究、日本民法典と西洋法伝統の研究などがある。

先端的研究として、医事紛争処理や医療コミュニケーションのあり方をめぐるケア型システムの構築の提言、訴訟手続とADRなどの訴訟外紛争処理手続の融合性研究などがある。

【公法・社会法学部門】

基礎的研究として、憲法学領域における精神的自由権の判例分析や国民投票制度による憲法改正手続過程、地方自治における住民投票の制度化等に関する研究がある。社会法学領域では福祉サービスの利用者の権利構造を理論的に解明する「権利擁護の研究」、労働契約および解雇に関する日仏比較研究、休暇・休業・休職制度の理論的分析などがある。

比較法的・基礎的研究として、21世紀型行政法学のスタンダード構築を目指す行政法研究、ドイツ土地収用法制・都市計画法制を素材とした公共性と所有権に関する研究などがある。

先端的研究として、法的思考の導入をめぐる自治体職員との共同研究がある。

【民刑事法学部門】

部門として基礎研究と現代的課題に関する研究がバランスよく研究されている。

民法領域では、基礎的な法解釈論と並んで、情報化との関係で電子取引の法的基盤整備、情報契約と知的財産権、情報契約における自由と公序の研究、さらに、医事法研究として、患者・医師関係の法的分析などの先端的研究が行われている。民事訴訟法領域では、救済法の視座から、民事訴訟手続、強制執行手続、倒産処理手続、ADR等の研究が行われている。商法領域では、所有と経営の連携に着目した新たな企業理論の構成及びこの立場からの会社法学の再構築、コーポレート・ガバナンスの開発などの研究が行われている。

刑法領域では、日本型刑事法の特徴を分析した、犯罪報道と市民的治安主義、法益概念の個人的法益への還元と市民的公共性崩壊の相互関係の研究などがある。刑事訴訟法領域では、市民参加の視点で司法改革問題の展開をリードする研究が行われており、刑事政策領域では、立法学の見地から、国際化と日本型行刑、犯罪者処遇と社会的援助などの研究がある。また、少年法領域では、少年非行及び少年司法の社会構造的な分析などがある。

【国際関係法学部門】

基礎的研究として、グロティウスやヴォルフなどの国際法学説史、国際法理論における戦争

の位置づけについての新しい観点からの歴史的研究、国際労働法特にILOの研究、また国際契約、国際裁判管轄権、国際倒産、国際家族法、国際文化財保護法などの研究がある。

先端的研究として、多様な日米通商摩擦、経済紛争を踏まえての紛争解決のための研究、日米の判例研究をふまえた製造物責任の研究、WTOの貿易ルールの制定改廃・紛争解決手続の研究、経済領域における国際的協力と人権を中心とした非経済問題の相互連関についての研究、特許制度の経済的側面、知的財産の国際的保護、先端技術と法の関係、大学における技術移転の在り方についての研究など多数の先駆的研究がある。

【政治学部門】

基礎的研究として、国際社会主義・労働運動史、地域政治史、アジアの平和に関する実践的関心に貫かれた研究、ナチスに焦点を当てた緻密な歴史研究、レイプハルトの類型論や分析哲学の成果をふまえた政治学方法論の研究、政治哲学の基礎概念に関する精緻な分析、J・S・ミルやフランス・ベイコンの思想解釈に斬新な地平を開く研究等がある。

先端的研究として、旧来の主権的国民国家の枠組に収まらない様々な政治現象に焦点を当てた新しいグローバル・システムの創造に関する研究や、グローバルとローカルを結ぶ実践的活動に注目した研究が行われている。また比較政治学の業績として、サントリー学芸賞を受賞したサッチャリズム研究が特筆される。

観点B：他分野に貢献する研究活動

【部局全体】

研究目的3「総合的研究分野の開発への貢献」における「他の学問領域との連携」及び目標3.2を目指した研究活動が積極的に行われており、優れていると評価できる。特に、歴史、生命科学、医療、情報、経済などの分野への貢献が注目される。しかし、目標3・1の各専攻分野間が協力した取組については更なる発展を図る余地がある。

【基礎法学部門】

法制史研究は、日本やイギリスの中世史研究に寄与するものであり、法社会学領域での医療紛争処理に関する研究は、医療あるいは生命科学分野に貢献している。また、法システムと隣接諸領域との構造的カップリングの研究は、市場、倫理、科学技術、教育、福祉医療等の実務や研究にも貢献しうるものである。

【公法・社会法学部門】

憲法学や行政法学の諸研究は、司法制度、都市計画、環境学、情報学への貢献が大きい。行政学の研究の中にも、政策評価を通して、経済学、財政学、評価学など多様な分野への貢献が見られる。

【民刑事法学部門】

民事法学領域で、情報技術の発達による契約法の伝統的法理の変容を探る研究は、情報学あるいは情報技術の分野に、また、医療情報の開示に関する研究によって医学や医療分野に寄与している。商法領域の諸研究は、経営学、組織経済学、産業社会学、会計学などの分野に貢献している。刑事法学領域では、上述の刑法理論研究や刑事政策研究において、歴史学、経済学、教育学、マスコミ論などの分野への貢献が見られる。

【国際関係法学部門】

グロティウスやヴォルフらの国際法理論の研究は哲学、思想史の研究に、また、国際経済法、国際労働法、国際取引法の研究は、国際金融論、国際経済学等にも貢献している。とりわけ、製造物責任に関する研究は、法と技術の関係の研究であり、理工系の学会でも多くの研究発表を行っている。国際知的財産権の研究は、特許制度、経済学、バイオテクノロジー、ソフトウェアなどの分野にも大きく貢献している。

【政治学部門】

政治史・外交史領域の国際社会主義・労働者運動史、地域政治史、あるいはナチスを中心とするドイツ近現代史研究、一連の沖縄研究などは、歴史学、社会思想史の分野に貢献している。また、ミルやベイコンの研究は政治思想史にとどまらず思想史研究全般に貢献している。

観点C：国際的な研究活動のコーディネートや協力から見て優れた研究活動

【部局全体】

部局主催の国際シンポジウムとして、「アジアにおける法制度の発展」(1997年、1998年、タイ・タマサート大学との共同)、法科大学院構想との関連では「大学教育と法律実務家養成に関する連続シンポジウム」(1999年)がある。タイのタマサート大学との共同シンポジウムは、学术交流協定に基づく実質的な共同研究として注目される。各部門による国際シンポジウムとしては、以下に述べるものがある。いずれも双方向の共同研究であり、日本からの情報発信が進んでいる。研究目的4並びに研究目標3・2及び4・3に沿った優れた研究が進められているといえよう。しかし、まだ研究者個人の活動に依拠している部分が大きく、部局あるいは部門としての組織的力量を向上させていく可能性を残しており、改善の余地もある。

【基礎法学部門】

比較法の領域では、「日本民法百年：比較私法史的検討」(1998年)を主催し、ドイツ、フランスの研究者10名、日本の研究者11名が講演者として参加した。

【公法・社会法学部門】

シュパイヤー行政大学院で、ドイツ基本法成立50周年記念シンポジウムを共催し、日独の憲法・行政法の比較研究を行い、その成果をドイツで公刊した。横浜桐蔭学園大学における日独シンポジウム(2000年)において、介護保険を素材に社会福祉行政の比較法研究を行い、その成果をドイツで公刊した。

【民刑事法学部門】

民事法学領域では、比較アジア民事法という研究領域の開発に向け、世界の法秩序における日本民法典の位置づけを図ろうとする意欲的な研究が行われている。タマサート大学との共同シンポジウム「アジアにおける法制度の発展」(1998年)の中で同旨の報告をした。刑事法学領域では、日中比較刑事法シンポジウム(1998)を主催し、北京大学法学部の刑事法研究者と九州地域刑事法研究者との間での経済刑法や犯罪対策に関する共同研究を行った。

【国際関係法学部門】

国際法理論領域では、「東アジアにおける近代ヨーロッパ国際法の受容」(2000年)を主催し、アジア、英米、ヨーロッパの研究者9人が講演者として参加した。国際私法領域では、「グロー

バリゼーションと法・企業・取引」(1998年)を主催し、ドイツから6人、日本から9人の講演者が参加した。また、「電子取引国際シンポジウム」(2001年)を主催し、英米独日の研究者15名が講演者として参加した。国際学会等での個人報告として、日米法律家ワークショップ・シンポジウム「ウルグアイラウンド後の日米経済関係を巡って」(1999)における日米半導体紛争の解決についての報告、ハーバード・ロー・スクールにおける国際シンポジウム(1998.12.14)において企業法務論の再構築についての報告、リオデジャネイロで開催された国連開発計画(UNDP、2000年)主催の国際シンポジウムでの報告、アジア太平洋地域シンポジウム(2000年)での国際労働基準に関する講演などを行った。

【政治学部門】

中国から研究者を招いての「盧溝橋事件60周年・日中国交回復25周年日中学術シンポジウム」(1997年)や、シンガポール、フィンランド、韓国、フィリピン、オーストラリアから研究者を招いてのシンポジウム「アジアの分権」(1998年)を開催した。また、本部門の2名が、UNESCO企画による国際的インターネット百科事典プロジェクトである*Encyclopedia of Life Support System* (EOLSS)に編集者及び執筆者として参加した。

観点D：地域性や地理的条件等から見た研究活動の特色

【部局全体】

九州大学の置かれた地理的条件を生かし、アジア地域あるいは九州・沖縄を研究対象とした個性的な研究が各部門において行われており、研究目的1及び4、研究目標1及び4.3に沿った研究が行われている。ただし、学内外の共同研究としては、さらなる発展の可能性が残されており、改善の余地もある。

【基礎法学部門】

法社会学領域では、九州・沖縄に焦点を当てた「プロセスとしての地域づくり - 地域開発から考える九州・沖縄の現在・未来」を公刊しており、また研究者・ジャーナリスト・市民運動家等による共同研究として、「地域政治からみる世界 - 視座としての九州・沖縄 - 」が行われた。

【公法・社会法学部門】

アジア都市政府の比較研究(福岡市、釜山市、上海市、広州市の比較研究)は、都市システムや都市政策に関する斬新な比較研究として注目される。

【民刑事法学部門】

民事法学領域では、上述のタマサート大学との国際シンポジウムを開催するなど、「比較アジア民事法研究」という新しい研究領域が開発されている。刑事法学領域では、中国の北京大学法学部刑事法研究者との経済刑法および刑事政策をめぐる比較研究、台湾少年法の改正作業分析および法典の翻訳、タイの少女買春対策などアジア諸国の刑事法研究が行われた。

【国際関係法学部門】

ILO活動への援助を通じて、カンボジア政府などアジア各国の政府などにILO条約に関する助言を行い研究成果を移転している。アジア太平洋地域シンポジウムで国際労働基準に関する講演、「アジア法研究会」の西日本地域のネットワークの形成など多方面での実践的活動

がある。また、アジアの会社法関係の一連の研究もある。

【政治学部門】

上述の日中学術シンポジウムでは日中関係論に関する両国研究者の研究ネットワークのための相互認識の確立に向けた方法論が主題とされた。また、アジア太平洋センターの助成による「アジア太平洋諸国の分権 - 中央・地方の政府間関係の分析」(1999年)もある。九州大学韓国研究センターの設立に伴う韓国研究として、「労働と政治 - 日韓比較の視座から」(2000年)に本部局より2名が参加した。沖縄研究については、九州・沖縄という地域を東アジアの中で位置づけようとする研究に特徴がある。

3 研究の社会（社会・経済・文化）的效果

観点A：法実務への寄与

【部局全体】

「地域社会・日本社会・アジア地域をはじめとする国際社会において、ルール形成と政策形成に貢献する高水準の研究を展開する」という研究使命の達成をめざす中で、目的1（各専攻分野の特性を活かした使命達成）及び研究目標1.1～1.6に於いて、各部門の研究が法実務に寄与している。今後はその研究の効果についての追跡的検証が課題となる。

【基礎法学部門】

紛争処理システムの研究は、医療紛争の処理や医療コミュニケーションのあり方をめぐってケア型システムの構築という独創的提言をなし、医療機関の構造的改革や医療分野での苦情処理、トラブル処理のための実務的貢献を果たしている。また、ADRなどの訴訟外紛争処理手続に関する理論的研究が行われており、トレーニング方法の開発およびトレーニング方法の実施と改良が進められつつある。これは紛争管理研究センターの設置により、実践段階に入った。

【公法・社会法学部門】

憲法領域では、基本的人権および情報公開をめぐる判例分析によって法実務に貢献し、また国と地方公共団体の関係について衆議院における参考人として憲法論から意見を述べた。

行政法領域では、日独の裁判制度について製作した映画が文化庁優秀映画賞などを受賞しており、また、台湾や日本の司法改革に大きな影響を与えた。自治体職員との共同研究や研修を通して自治体に法的思考を導入することにも貢献している。

労働法領域では、病気休職制度についてはじめて理論的な分析を行い、法律実務関係者に対して講演なども行っている。

【民刑事法学部門】

民法領域では、民法典における法人の権利能力に関する研究、死後のことについての委任の効力、不法行為責任に関する民事判例分析などが裁判実務にも影響を与えている。また、情報契約に関する研究は、知的財産権の空洞化（オーヴァーライド問題）に関する基本文献としてよく引用されている。

商法領域では、会社法の基礎理論を再構成する研究が、産業社会学、労働法の研究者やジャーナリスト、弁護士の関心を呼び、また、従業員による経営監視の取組という実践活動にも影響を及ぼしつつある。株主代表訴訟手続に関する日米の比較研究はアメリカ法律雑誌に掲載されたものであり、アメリカでも引用されている。

刑事法学領域においては、犯罪報道、少年司法、刑事施設内処遇、社会内処遇（更生保護）などの研究が法実務に対して影響を与えている。ドイツの少年司法に関する研究も蓄積され、少年犯罪に対する厳罰化対応や少年法の運用に対する問題点の指摘と解決への展望は、研究者のみならず実務家の注目も集めている。

【国際関係法学部門】

国際労働法領域では、第二次世界大戦中の強制労働問題について、原告弁護士団に助言を与え

ると共に、証人として福岡地裁に出廷し裁判所と国に対しILO強制労働条約の持つ意味を明らかにした。また、インターネットオークションの法的分析に関する論稿は、民商法および独禁法的観点から考察したものであり、公表後、経済産業省から今後の情報交換の依頼があった。日本におけるドイツ法継受の問題を扱った独文の論稿は、定評のあるドイツのヨーロッパ私法雑誌 *Zeitschrift für Europäisches Privatrecht* の巻頭論文として掲載された。

観点B：政策形成への寄与

【部局全体】

「地域社会・日本社会・アジア地域をはじめとする国際社会において、ルール形成と政策形成に貢献する高水準の研究を展開する」という研究使命の達成をめざす中で、研究目的1及び研究目標1（各専攻分野の特性を活かした使命達成と、そのための目標設定）に応じて、各部門の研究が政策形成に寄与している。

【基礎法学部門】

政策形成への寄与はまだ具体的な形では表れていないが、法社会学領域の研究は、法実務への影響の現状から判断して、近い将来に政策形成に対しても大きな貢献をすることが予想される。

【公法・社会法学部門】

憲法領域では、情報公開の研究や住民投票制度の憲法論的研究が法政策の形成に寄与している。

行政法領域の諸研究は、現在の司法制度改革論にも大きな影響を与え、司法制度改革審議会設置法の立法時には参議院法務委員会で参考人として意見を述べた。

社会保障法領域では、介護保険法案の国会審議過程において、サービス利用者の権利をめぐる質疑があり、「介護サービスにおける人権ガイドライン」の一部が厚生大臣答弁によって容認された。また、「福祉自治体ユニット」からの要請に従って、新しい権利擁護の概念・理念・総合的システムの提案を行い、その一部は、愛知県高浜市の権利擁護憲章の制定、福岡県福岡市の権利擁護委員会の制度化等にも反映されている。さらに、サービス利用者の権利擁護は、1999年10月からの地域福祉権利擁護事業として導入され、また社会福祉士および介護福祉士法施行規則に基づく社会福祉士試験科目「法学」において権利擁護が重んじられることになった。

【民刑事法学部門】

民事法領域では、電子取引の法的基盤整備に関する研究が、日本の電子商取引立法の時期にアメリカの状況を紹介したこともあって注目を引き、既に執筆中から通産省・経済産業省の担当部局の求めに応じて情報提供を行った。

刑事法領域では、訴訟法領域で、司法改革問題の展開をリードしてきたが、司法制度改革審議会設置法案の国会審議において、衆議院法務委員会参考人として意見を述べた。また、裁判員制度・刑事手続検討会、公的弁護制度検討会の委員の委嘱を受けて活動している。政策面では、少年審判の対審化、厳罰化等に対する問題点を明らかにし、少年司法政策のあり方に意見を述べ、さらに、監獄法改正作業における日本型行刑の役割あるいは現在進行中の更生保護関係法の改正作業における論点の明確化と改正の方向性などについて積極的提言を行った。

【国際関係法学部門】

外務省の委託研究として、日露の北方領土問題解決に資するための歴史的な推移に関する基礎研究を行っている。2000年と2001年には、カンボジア政府に対してILO条約に関する助言を行った。国際知的財産法領域では、ゲノム成果物の保護のあり方、新領域（ネットワーク取引）の保護のあり方、今後の産業発展における知的財産政策のあり方、知的財産保護の強化策と抑制策等について調査研究を行った。

【政治学部門】

サッチャリズムの研究は、政治のもつ「変化」への開かれた可能性について一考を促した。また、政界再編期におけるNTT分割問題の帰趨に関する研究は、財団法人国際交流センターにおける合同研究プロジェクトの一環として行われた。本研究は、政策論争の経緯が対立する二つのブロック間で「世論」の支持を争う「世論の政治」の局面を有していたこと、諸政治勢力に開かれた戦略的可能性を指し示す実践的意味をもっていたことを明らかにした。

観点C:地域との連携・協力の推進に対する効果を持つ研究

【部局全体】

研究目的1及び4並びに研究目標1、4.1及び4.3に沿った研究が行われており、着実に成果をあげている。しかし、地域との連携・協力の範囲拡大あるいは研究の継続性という点では、改善の余地もある。

【基礎法学部門】

『医療紛争 - メディカル・コンフリクト・マネジメントの提案』は、医学系雑誌で取り上げられ、福岡県病院協会での講演、シンポジウム、関西医科大学での研修会など地域の医療現場や領域に実践的な影響を及ぼしつつある。また、「プロセスとしての地域づくり - 地域開発から考える『九州・沖縄』の現在・未来 - 」の論稿は、日本人の法利用（法アクセス）の「傾向特性」を多角的・総合的に検討する研究の一環で、「まちづくり」を典型とする行政手続への市民参加の実態を明らかにしようとしたものである。

【公法・社会法学部門】

憲法領域では、交際費・懇談会経費情報公開に関する判例研究によって、また、行政法領域の諸研究は、各種自治体研修プログラムに利用されることによって、地域との連携・協力の推進に貢献している。行政学領域では、アジア都市政府の比較研究が財団法人アジア太平洋センター（福岡市）の助成研究であることにも示されているように地域との連携・協力が緊密になされている。

【民刑事法学部門】

医療情報の開示に関する研究は、九州法学会シンポジウムにおいて報告され、ハンセン病国家賠償請求訴訟の動きとも連動したものである。また、九州弁護士会・九州大学法学部共催「人権の回復を求めて - ハンセン病問題シンポジウム」（1998）を開催した。少年非行に関する研究成果の一部である「少年非行とその処遇」は、福岡県立大学公開講座「子どもたちを育む社会をめざして」において講演したものである。そのほか、犯罪報道研究会、少年法研究会、事実認定研究会など学外の多様な次元で展開される地域の研究活動をコーディネートし、その発

展に寄与している。

【国際関係法学部門】

アジア法関係の研究会の組織づくりを行ってきており、2000年にできたアジア法研究者の全国的連絡組織である「アジア法研究会」の西日本地域の世話をしている。九州経済産業局において、九州未利用特許の活用について検討を行っている。

【政治学部門】

「福岡県における『革新』県政」の論稿は、福岡県地方自治研究所や自治労福岡県本部から委託を受け、福岡における「革新」県政の歴史的な位置づけについて報告したものである。また、「アメリカ地方自治見聞雑感」は、新しい理論的視点を提供するものであり、福岡県の「21世紀の地方自治制度研究会」の作業部会において採用され、福岡県の将来のあり方に関する検討に生かされている。

観点D：著作物による人材養成や法的・政治的知識普及への寄与の面で優れた研究効果

【部局全体】

研究目的1及び5（研究目的と整合・調和した研究の遂行）並びに研究目標4.1、4.3及び5.2に沿った研究が行われており、有効な社会的成果が生まれている。ただし、部局の教員数を考慮すると、さらに発展の可能性があり、改善の余地もある。

【基礎法学部門】

法哲学領域では、法・国家・社会に関する教科書執筆、法社会学領域では、特に医療事故紛争に関する研究書が研修テキストとして用いられ、また、医療関係者にとっての苦情処理、トラブル処理のためのテキストとして利用されている。また、『調停者ハンドブック』『調停ガイドブック』は、数少ないわが国での調停に関するテキストである。

【公法・社会法学部門】

基本的人権に関する教科書や新地方自治法あるいは行政過程論の教科書によって学生に対する教育のみならず、法曹、自治体職員などの人材養成にも寄与している。また、アジア諸都市に関する先駆的業績や政策評価に関する概説書によって、行政実務家や経済人に対する情報提供に寄与している。

【民刑事法学部門】

メディクス『民法』（翻訳）は、ドイツの権威ある民法体系書を平明な日本語に翻訳したうえ、ドイツ法の理解を容易にするために数百の注をつけて出版したものである。これまで個別テーマの論文は膨大に存在するが、民法全体を概観できる体系書は極めて少なく、しかも詳細な注を添えたものにいたっては皆無に等しかった。その意味で、独自の存在価値のある業績といえよう。

刑事法領域では、『刑事法学における歴史研究の意義と方法』は、刑事法学における歴史研究と刑法解釈論とを架橋しようとするものである。また、少年法における厳罰化政策に関する一般啓蒙書および未決被勾留者に対する社会的援助についての弁護士の役割に関する研究などで法的知識の普及や人材養成に寄与している。

【国際関係法学部門】

『国際取引法』は、国際取引の実践を踏まえての国際取引関連の実践的・理論的な研究成果としての本格的なテキストである。また、『製造物責任法理論の中から製品安全のためのガイドラインを考える』は、製造物責任法の下における製品安全へのガイドラインの研究・構築の試みである。

【政治学部門】

上述のUNESCOの企画によるインターネット百科事典に寄稿した論文は、専門的水準を維持しつつ、地球上の一般市民にとって接近可能な平明さを備えるという編集方針に従っており、「持続可能な発展」を追求する市民・行政担当者等に対する啓発効果を有している。

4 諸施策及び諸機能の達成状況

(1) 要素ごとの評価

(要素1) 諸施策に関する取組の達成状況

観点ごとの評価結果

観点A：プロジェクト振興方策の実施状況

当該方策の実施については、P & P（教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト）制度等の特別の研究経費を配分する全学的制度を積極的に活用することによって、積極的な研究活動の推進を図っている。その結果、具体的には、本部局の場合、新たな社会的ニーズに応える形で研究成果を活用する大学院教育の開発という目的5に沿う計画として、平成9～10年度には「国際経済・ビジネス法」教育プログラム、11年度からは「アジア比較政治行政教育」プログラムが、本経費の配分先として認められ、それぞれ着実な実績を挙げている。

資料 4.1 特別の研究経費の獲得状況（P & P）

年度	テーマ	金額（千円）
平成9年度	----- (テーマ別内訳)	7,000
	・留学生向けの英語による「国際経済・ビジネス法」教育プログラム	7,000
平成10年度	----- (テーマ別内訳)	4,650
	・留学生向けの英語による「国際経済・ビジネス法」教育プログラム	4,650
平成11年度	----- (テーマ別内訳)	7,950
	・留学生向けの英語による「国際経済・ビジネス法」教育プログラム	4,150
	・留学生向けの英語による「アジア比較政治行政」教育プログラム	3,800
平成12年度	----- (テーマ別内訳)	3,300
	・留学生向けの英語による「アジア比較政治行政」教育プログラム	3,300
平成13年度	----- (テーマ別内訳)	4,700
	・留学生向けの英語による「アジア比較政治行政」教育プログラム	2,600
	・アジア世界における法	2,100

【観点Aによる評価】以上示したように、プロジェクト振興方策への取組の成果は、目標6.1（研究資金を充実させるための諸施策の実施）の達成に貢献することにより、目的1～4のための諸活動を促進するとともに、とりわけ、目的5の達成を促進する面で成果をあげているので、「優れている」と評価できる。

観点B：人事関係の方策の効果

人事関係の方策については、出身校にとらわれない人材の登用や女性研究者の積極的な採用、外国人や他機関在職者を対象とした短期任用制度や連携講座の積極的な活用などによって、人材の多様化、活性化を進めてきている。

資料 4.2 教員の出身校別割合

平成14年5月1日現在

区分	総数	本学 出身者数	比率	本学以外 出身者数	比率
教授	32	11	34.4 %	21	65.6 %
助教授	24	5	20.8 %	19	79.2 %
講師	2	1	50.0 %	1	50.0 %
(うち短期任用)	(12)	(1)	(8.3)%	(11)	(91.7)%
合計	58	17	29.3 %	41	70.7 %

連携講座教員及び助手は含まない。

資料 4.3 女性教員および連携講座所属教員数の推移

区分	平成11年4月1日		平成14年5月1日	
	人数	構成比	人数	構成比
女性教員	1	1.8%	6	9.4%
連携講座講座教員	6	10.7%	6	9.4%

助手は含まない。

これらの方策は、着実な成果をあげており、日本の他の国立大学における法学系学部と比較しても遜色はないものと言えよう。

加えて、平成13年には、今後の法科大学院（ロースクール）設置や独立行政法人化を踏まえ、部局全体の見地から総合的・戦略的に人事に関する諸施策を進めるために、総合人事委員会が設置された。本委員会の設置は、小講座制的発想による人事からの完全な訣別を意味する点で、本部局の人事政策の画期をなすものであり、すでに、意図されていた成果をあげつつある。

資料 4.4 総合人事委員会による人事方策の推進

総合人事委員会 (平成13年7月18日設置)	研究院長(オブザーバー)・評議員・大学院企画運用委員会委員長・学務委員会委員長・研究室主任
人事専門委員会	
平成13年12月12日	紛争管理論人事専門委員会
平成13年12月12日	民法人事専門委員会
平成13年12月12日	商法(会社法)人事専門委員会
平成13年12月12日	民事実務人事専門委員会
平成13年12月12日	刑事実務人事専門委員会
平成14年1月9日	政治動態分析人事専門委員会
平成14年4月17日	韓国法人人事専門委員会
平成14年4月17日	社会連携・財政担当マネジメント教官人事専門委員会
平成14年5月22日	憲法人事専門委員会
平成14年5月22日	社会保障法人事専門委員会
平成14年5月22日	民法人事専門委員会
平成14年5月22日	商法人事専門委員会

【観点Bによる評価】以上のように、人事関係の方策は、総合人事委員会の設置という目標2.2の達成成果を活用して推進され、各研究目的の達成促進に効果を発揮しつつあり、目標6.1（教員組織の充実のための効果的な諸施策の実施）の達成に大きく貢献しているため、「優れている」と評価できる。

観点C：外部研究資金の獲得状況

外部研究資金の獲得については、従来の校費配分について財政制約が一層顕在化する状況において、多様化、複雑化する社会的ニーズに積極的に対応し、研究活動の高度化・活性化を進めるための貴重な資源として位置づけており、本研究院においても積極的にその獲得に努めてきた。

資料 4.5 科学研究費補助金の申請・採択状況

年 度	申請件数(件)	採択数(件)	採択率	採択金額(千円)
平成9年度	41(5)	16	39.0%	30,300
平成10年度	39(11)	18	46.1%	35,300
平成11年度	40(14)	24	60.0%	48,500
平成12年度	38(10)	25	65.7%	40,627
平成13年度	64(18)	31	48.4%	57,370

注：申請件数の()内は継続申請で内数である。

資料 4.6 民間財団等の研究助成獲得状況

年 度	採択件数	研究内訳	総採択金額(千円)
平成9年度	3	<ul style="list-style-type: none"> ・製造物責任法の下における世界共通の製品安全ガイドラインの構築 - より迅速かつ適切な紛争解決と製品安全の達成を求めて - : (財) 松下国際財団 ・米国のホームケア産業の研究 - サービスの質の確保と利用者保護 - : (財) 医療経済研究機構 ・国際取引における知的財産紛争処理とエンフォースメントに関する実証的研究 : (財) 民事紛争処理研究基金 	2,600
10年度	7	<ul style="list-style-type: none"> ・倒産国際私法に関する総合的研究 : (財) 民事紛争処理研究基金 ・世界銀行の活動とローン受入国の労働条件 : (財) 村田学術振興財団 ・倒産国際私法に関する総合的研究 : (財) 学術振興野村基金 ・通貨危機下の日・タイ企業の国際取引をめぐる問題処理行動 - 比較法社会学的実証研究 - : (財) 日本証券奨学財団 ・倒産国際私法の総合的研究 : (財) 日本証券奨学財団 ・製造物責任法の下における住宅・建材の製品安全ガイドラインの構築 : (財) トステム建材産業振興財団 ・交渉・紛争処理シュミレーション・プログラムの開発 : (財) 科学技術融合振興財団 	5,450
11年度	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロッパの私法統一の研究 : (財) 学術振興野村基金 ・情報技術革新による法・政治過程の変化 : (財) 国際コミュニケーション基金 ・国際金融における社会権の様相 - 世銀(ワシントン)の実態調査 - : (財) 学術振興野村基金 ・地域福祉における利用者の権利擁護活動に関する調査・研究 : (財) 三菱財団 	3,790
12年度	2	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉における利用者の権利擁護活動に関する調査・研究 : (財) 三菱財団 前年度より継続分 ・日中民事手続法に関する全面的な比較法的研究 : (財) 民事紛争処 	2,310

		理研究基金	
13年度	2	<ul style="list-style-type: none"> ・日中民事手続法に関する全面的な比較法的研究：(財)民事紛争処理研究基金 前年度より継続分 ・東アジア諸国の解雇規制と雇用保障制度の比較法的研究 - 日本・韓国・中国における市場化と雇用システム - :(財)三島海雲記念財団 	1,280

【観点Cによる評価】提示しているデータから読み取れるように、科学研究費補助金の申請件数、採択件数、採択率は、着実に向上しており、目標6.1(研究資金を充実させるための方策の実施)をめざした取り組みが成果をあげていることを示している。また、特定領域での採択例は、本部局における領域横断的・総合的な研究領域開発の志向を反映しており、目標3.2(外部資金の活用した共同研究の推進による新研究領域の開発)の達成に貢献していることを示している。以上の理由から、外部研究資金の獲得状況は、「優れている」と評価できる。

観点D：研究資金の配分・運用状況

研究資金の配分・運用については、目標6.1を踏まえる見地から、大学をめぐる諸環境の変化に対応した柔軟な対応が進められてきている。たとえば、教員研究費のうち講座費については、これまで個々の教員に頭割り配分されていたが、平成11年度に発足した大講座制の趣旨に沿って、平成12年度より大講座ごとに判断・決定されることとした。また、教員研究費のうち一定分については、情報化経費としてIT化に対応した支出に充てることになった。

【観点Dによる評価】このように、研究資金の配分・運用状況については、柔軟な対応が進められてきており、目標6.1(研究資金を充実させるための方策の実施)をめざした取り組みとして成果をあげていることを示しているため、「優れている」と評価できる。

観点E：必要な研究環境(図書館、IT、施設設備)の整備状況

必要な研究環境の整備は、従来は研究体制委員会と研究室主任が担当していたが、部局として総合的観点から取り組むために、平成11年度に発足した総合企画委員会が担当することとなった。その結果、定員充足にともなう研究室不足という、本来ありえないはずだが現実に存在している課題への対処などにおいて、一定の成果をあげることができた。しかし、研究スペースの絶対的不足に加えて、施設の老朽化、狭隘化、陳腐化の進行による研究環境の悪化には、十分に対応できていない。

資料 4.7 研究環境に対する外部評価

"Outside Evaluation Report of Graduate School of Law, Kyushu University" Prof. Frank Upham, New York University School of Law (『九州大学大学院法学研究科自己点検・評価(評価集) - 平成11(1999)年度版 - 』)より抜萃

Physical Plant

I understand that Kyudai will be moving to a new campus sometime in the future. Therefore, it is understandable that the physical plant, to the extent that I was able to observe, appears very old and not at the same standard as other national universities. In fact when I first came to Kyudai, I was very nostalgic. It seemed like coming to a Japanese university of the 1970s. I therefore feel that if the move to a new campus does not occur soon, some efforts to improve the physical plant

should be made.

【観点Eによる評価】研究環境の整備は各研究目的の達成の基礎となるので、現在の部局レベルの限られた権限や予算の枠内で全力をあげて取り組んでいるが、すでに限界に到達しつつある。したがって、部局としての主体的取り組みそれ自体でなく、整備の現況を客観的に評価する限りでは、「改善の必要がある」と言わざるをえない。

観点F：萌芽的研究を育てる方策、及び、成果が出るまで長時間を要するような研究を推進する方策の効果

萌芽的研究の育成については、とりわけ目的1～3を踏まえつつ、これまでは文部科学省在外研究員制度における若手教員枠や九州大学法学部国際学术交流振興基金による海外派遣助成制度の活用などによって、積極的に支援してきている。こうした方策は、一定の効果をあげつつあるとはいえ、法学部国際学术交流振興基金は、利子運用を原則としているため、最近の経済状況悪化の影響を受け、中長期の海外派遣助成制度が運用停止状態になっており、運用方針の見直しも課題になっている。

成果が出るまで長時間を要するような研究を推進する方策については、教育・行政負担が増大する状況において、サバティカル制度を、この種の研究を推進する主要な方策として位置づけ、平成9年度に導入した。さらに、制度利用を一層容易にするために、平成11年度および平成13年度に、制度に手直しを加えた（本評価書の評価項目1、観点Fの記述及び資料を参照）。その結果、これまでに累計7名がこの制度を活用し、外国の研究書を翻訳するなど基盤研究の成果をあげている。

とはいえ、全スタッフにサバティカルを合理的な期間内に一度は平等に保証する体制になっているとは言えず、制度の効果的な運用の点で課題が残されており、今後の実績を踏まえて、更なる改善の余地がある。

【観点Fによる評価】萌芽的研究を育てる方策、及び、成果が出るまで長時間を要するような研究を推進する方策の効果については、効果を一層向上させる点で課題を残しつつも、研究目的1～3の達成促進について、ある程度の効果はあげているので、全体としては、「普通」と評価される。

観点G：研究活動のネットワーク形成のための方策の効果

研究者相互間における研究成果や研究情報の報告または意見交換の実施状況

これについては、目標4.1及び4.2の見地から、部局内においてはP&P制度の活用や法政学会による研究会等を通じて、部局外機関との間では裁判所や弁護士会との研究会等を通じて、活発に行われてきた。

資料 4.8 法政学会の活動

平成9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・雑誌『法政研究』第64巻第1号('97.7)、第2号('97.10)、第3号('98.1)、第4号('98.3)の刊行 ・研究会の開催（7回：4/23,5/14,6/11,7/23,9/17,2/18,3/25） ・特別教育プログラム（一）ロー・アンド・プラクティス - 同性愛者の人権と司法 -（'97/12/2） ・特別教育プログラム（二）ロー・スクール・セミナー - 法学部一年生向法律入門セミナー -
-------	--

平成10年度	<ul style="list-style-type: none"> 雑誌『法政研究』第65巻第1号('98.7)、第2号('98.10)、第3-4合併号('99.1)の刊行 研究会の開催(8回:4/22,5/27,6/17,7/22,9/16,10/21,11/18,12/16) 特別教育プログラム(一)ロー・アンド・プラクティス <ul style="list-style-type: none"> 「行政改革の展望」('98/1/8) 「報道と人権の旅」('98/3/18) 「アジア市場におけるビジネス活動と法」('98/7/6) 「オウム裁判とその後」('98/12/11) 特別教育プログラム(二)ロー・スクール・セミナー - 法学部一年生向法律入門セミナー -
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> 雑誌『法政研究』第66巻第1号('99.5)、第2号('99.7)、第3号('99.12)、第4号('00.3)の刊行 研究会の開催(6回:4/6,5/26,6/16,7/14,9/22,11/17) 特別教育プログラム(一)ロー・アンド・プラクティス <ul style="list-style-type: none"> 「刑事弁護の現状と課題 - 和歌山毒入りカレー事件とその弁護 - 」('99/12/10) 「犯罪被害と被害者」('99/12/10) 特別教育プログラム(二)ロー・スクール・セミナー - 法学部一年生向法律入門セミナー -
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> 雑誌『法政研究』第67巻第1号('00.8)、第2号('00.11)、第3号('01.1)、第4号('01.3)の刊行 研究会の開催(6回:4/6,5/26,6/16,7/14,9/22,11/17) 特別教育プログラム(一)ロー・アンド・プラクティス <ul style="list-style-type: none"> 「法曹界不思議発見! - 書式の美学から神戸連続児童殺傷事件まで - 」('00/12/22) 特別教育プログラム(二)ロー・スクール・セミナー - 法学部一年生向法律入門セミナー -
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 雑誌『法政研究』第68巻第1号('01.7)、第2号('01.10)、第3号('01.12)、第4号('02.3)の刊行 研究会の開催(2回:3/7,10/26) 特別教育プログラム(一)ロー・アンド・プラクティス <ul style="list-style-type: none"> 「省庁再編成の裏側 - 霞ヶ関のインサイドレポート - 」('01/6/20) 「水俣が映す世界」('01/11/29) 特別教育プログラム(二)ロー・スクール・セミナー - 法学部一年生向法律入門セミナー -

国際的な共同研究の実施や研究集会の開催状況

国際的な共同研究の実施や研究集会の開催については、研究の目的及び目標をふまえつつ、下記資料に示すように、法学部国際学術交流振興基金等の活用によって、海外への教員の派遣、海外からの研究者の招聘、国際シンポジウムの開催などを活発に行っている。

資料 4.9 教員の海外派遣、海外からの研究者の招聘・国際シンポジウム

区分	部局教員の海外派遣数	海外からの研究者の招聘数	国際シンポジウム等開催数
平成9年度	6	16	2
平成10年度	1	13	4
平成11年度	3	12	2
平成12年度	0	3	2
平成13年度	1	3	1

資料 4.10 国際的な研究集会やシンポジウムの内容

年度	テ - マ	講演者
平成9年度	<ul style="list-style-type: none"> 廬溝橋事件60周年・日中国交回復25周年記念・アジア比較政治行政コース(CSPA)開設準備記念日中学術シンポジウム アジアにおける法律制度の発展 	招聘: 呉景平(中国・復旦大学教授)他1名、本部局6名 招聘: プラマーク・チョムチャイ(タイ・タマサート大学名誉教授)他8名、本部局4名
10年度	<ul style="list-style-type: none"> 日本民法百年: 比較私法的検討 	招聘: フィリップ・シムレル(仏・ストラスブール大学教授)他18名

	・アジアの分権	招聘：ジョン・コア（シンガポール・シンガポール大学教授）他5名
	・グローバル化と法・企業・取引	招聘：ユルゲン・バセドウ（独・マックスプランク外国国際司法研究所所長）他13名
	・アジアにおける法律制度の発展	招聘：ヴィシュヌ・バルンコウ（タイ・タマサート大学助教授）他3名、本局5名
11年度	・日中比較刑事法シンポジウム	招聘：呉志攀（中国・北京大学法学院長）他3名
	・大学教育と法律実務家養成に関する連続シンポジウム 第1回シンポジウム（法曹養成の将来と大学・大学院教育） 第2回シンポジウム（法律実務家への期待と大学の果たすべき役割） 第3回シンポジウム（日米における大学・大学院教育と法律実務家養成）	招聘：フランク・アプハム（米国・ニューヨーク大学ロースクール教授）他7名、本局1名
12年度	・第8回日韓家族法学会	招聘：金演（韓国・慶星大学教授）他3名
	・東アジアにおける近代ヨーロッパ国際法の受容	招聘：シン・ヒュンギ（韓国・東国大学教授）他7名
13年度	・電子取引国際シンポジウム	招聘：トーマス・ヘーレン（英国・ミュンスター大学教授）他12名、本局2名

研究面における国際協力の推進状況及び効果

研究面における国際協力の推進については、法学部国際学術交流振興基金の活用に加え、海外機関との提携を積極的に進めることによって行っており、アジア、北米、ヨーロッパ、オセアニアなど、計10校の間で部局間交流協定を締結している。この結果、下記資料に示すように、これら諸大学の部局との間では、教員交流・学生交流が行われるなど、着実な成果を挙げてきている。そのほか、多数の大学間交流協定に基づく交流も行われているが、なかでも、ミュンヘン大学法学部と本局との教育・研究交流は活発である。

資料 4.11 外国諸大学との部局間交流の状況

交流の対象機関（大学名）	協定（覚書）の内容
タマサート大学法学部	・「教官、研究者及び学生の交流」・「学術的情報、資料及び出版物の交換」・「共同研究活動の遂行」・「両者が合意したその他の学術協力」
アムステルダム大学法学部	・「教官・研究者及び学生の交流」・「学術資料及び出版物の交換」・「共同研究及びその成果の公開」・「両者が合意したその他の学術交流」
香港大学法学部	・「教育及び研究の目的で研究者及び学生を交流するために、適切な措置をとること」・「法学教育及び研究プロジェクトを遂行するために、国内外の資金拠出機構からの財政補助を得る努力をすることについて協力」・「学術的情報及び研究論文、及び双方が刊行する出版物並びに学術論文についての情報を交換」・「学術的、技術的性格の会合への案内を行い、国内・国際会議に参加できるための措置をとり、相互に利益がある問題について各種セミナー、会議、ワークショップなどを開催することについて協力し、適当な場合には法律についての短期コースなどを運営」
モナシユ大学法学部・人文社会学部	・「学生の交流」・「情報、刊行物の交換」・「教員及び研究者の交流」・「共同研究及び研究会議」・「双方で合意したその他の交流活動」
ウェリントン・ピクトリア大学法学部	・「教官、研究者、学生の交流及び訪問」・「学術的資料及び出版物の交換」・「研究の協力及び成果の発表」・「両者が合意したその他の学術協力」
ピクトリア大学法学部	・「教官、研究者、学生の交流及び訪問」・「学術的資料及び出版物の交換」・「研究の協力及び成果の発表」・「両者が合意したその他の学術協力」
コロンビア大学法学大学院	・「教員と学生の交流」・「学術資料と出版物の交換」・「研究とその結果発表における協力」・「両機関の同意によるその他の学術交流」
北京大学法学院	・「研究交流」・「学生交流」・「その他の交流」

レウベン・カトリック大学 法学部	・「学生の交流」・「教官の交流」・「研究、会議、シンポジウム、出版の協力」
清華大学	・「教員の交流」・「図書資料の交換」・「学会会議および共同研究」・「学生交流」

については、すでに大学間交流協定締結校であることから、大学間交流協定に基づく具体的事項、同交流協定で読み取れない事項、学部の特徴を生かした事項について、覚書を取り交わしている。

地域的な課題に取り組むための共同研究の実施や研究集会の開催状況

すでに要素1・観点Gの「学内外の研究交流をコーディネートする体制」においてふれた各種研究会においては、九州・沖縄地域あるいは福岡の課題を踏まえた研究活動が行われ、着実な成果を上げている。また、要素3・観点Gの「地域的な課題・社会連携に取り組むためのネットワーク形成の方策」においてふれた、アジア太平洋センターを通じての様々な形での研究活動によってアジア・九州・福岡といった地域における課題に取り組むための共同研究やワークショップ、シンポジウム等が行われている。

【観点Gによる評価】以上の～の方策は、全般的には、目的1～5、とりわけ目的4（研究面での社会連携・様々な研究活動のコーディネートへの関与）に関する目標4.1（部局としての連携支援）と目標4.3（国内外の諸機関との連携推進）の達成に貢献している。目標4.2（優先順位をつけた連携支援）については、取り組みを強化して明確な成果をあげるという課題が残されているが、全体としては、「優れている」と評価できる。

要素1の達成の程度

以上の観点ごとの自己評価結果から判断して、諸施策に関する取組の達成状況は、研究目的及び目標の達成におおむね貢献している。

(要素2) 諸機能に関する取組の達成状況

観点A：研究支援サービスの実施状況、及び施設・設備の利用状況

研究補助室

研究補助室の研究補助機能は充実しており、研究の展開に大いに役立ってきた。しかし、現在、教育補助とマネジメント補助の機能の強化が課題となってきた。そこで、あらためて教育と研究のバランスという見地から、人員配置・役割の再検討や補助室再編成の必要性について検討が行われている。また、リサーチ・アシスタントの活用も始めている。

法学部図書室

図書室においては、既述のとおり、長年の歴史を有する本部局ならではの蔵書数を誇っている。またその利用についても、閉館時刻の繰延べによる開館時間の延長（17時から19時へ延長）等によって、研究活動の活性化に対応するとともに、蔵書データの電子化（遡及入力）を進めることで、利用者便宜の向上にも努めている。しかし、研究支援機能の点からすると、図書整備が完全に教員のイニシアティブに任されていることから、研究活動において不可欠なわけて重要な文献でありながら、整備されていないものも見受けられるなど、バランスや体系性の確保という点で課題が残されている。また、図書整備のための図書室から教員への新刊情報の提供などのサポート機能の整備は喫緊の課題である。

図書の購入に際しては、指定業者を通じた購入が従前より行われているが、流通の多様化が進んだ現状においては、安価、迅速という観点から、これまでの納入方法を見直すことも必要である。平成16年度より予定されている独立行政法人化を目処に課題としての再検討が進められている。

資料 4.12 図書購入関連経費

	事項	摘要	支出額(千円)
平成9年度	教育研究費(図書費)	和書 1,517冊	42,942
		洋書 2,207冊	
		計 3,724冊	
	新聞・雑誌費	外国雑誌	6,952
		国内雑誌	2,742
追録		3,052	
計	12,746		
製本費	和雑誌 671冊	1,600	
	洋雑誌 512冊		
	計 1,183冊		
合計		57,288	
平成10年度	教育研究費(図書費)	図書費	37,940
		和書 1,439冊	
		洋書 1,863冊	
	計 3,302冊		
	新聞・雑誌費	外国雑誌	5,408
国内雑誌		4,811	
追録		1,172	
計	11,391		
製本費	和雑誌 631冊	1,943	
	洋雑誌 514冊		
	計 1,145冊		
合計		51,274	
平成11年度	教官研究費(a) :(図書費)	図書費 和書 1,739冊	

		洋書 計	2,560冊 4,299冊	30,258
	新聞・雑誌費	外国雑誌 国内雑誌 追録 計		8,103 3,977 2,110 14,190
	製本費	和雑誌 洋雑誌 計	468冊 526冊 994冊	1,866
	合計			46,314
平成12年度	教官研究費（a） ：（図書費）	図書費 和書 洋書 計	2,098冊 2,802冊 4,900冊	30,520
	新聞・雑誌費	外国雑誌 国内雑誌 追録 計		6,243 3,388 2,881 12,512
	製本費	和雑誌 洋雑誌 計	628冊 658冊 1,286冊	2,046
	合計			45,078
平成13年度	教官研究費（a） ：（図書費）	図書費 和書 洋書 計	2,791冊 2,624冊 5,415冊	27,347
	新聞・雑誌費	外国雑誌 国内雑誌 追録 計		7,059 2,911 2,772 12,742
	製本費	和雑誌 洋雑誌 計	425冊 597冊 1,022冊	1,722
	合計			41,811

その他（庶務掛、会計掛等）

その他の事務部門においても、限られた人員を活用して、新たなニーズや環境に対応しつつ取り組みに努力しながら、研究支援の成果をあげてきている。

【観点Aによる評価】研究支援サービス実施状況や施設・設備の利用状況は、法令・規則や予算上の制約があるものの、おおむね良好な成果を示している。ただし、サービス提供機関であるという自己認識をもって研究支援をおこなう姿勢を強化し、その効果を一層高めるという見地から、成果の評価基準を一層明確にすること（目標6.2の評価手法の開発）、各部門の業務の調整や連携を図ること、事務職員研修における専門技量修得のための「専門研修」の検討や「外部研修」の積極的導入によって研修体制を強化することなどの課題が残されている。したがって、全体としては、「普通」と評価される。

要素2の達成の程度

以上の観点ごとの自己評価結果から判断して、諸機能に関する取組の達成状況は、研究目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

(2) 評価項目の水準

以上の諸施策の達成状況から判断して、研究目的及び目標はおおむね達成されているが、改善の余地もある。

(3) 特に優れた点及び改善点等

【優れた点】

プロジェクト振興方策に関しては、P & P制度等の特別な研究経費を獲得して「国際経済・ビジネス法」教育プログラムや「アジア比較政治行政」教育プログラムを実施し、新たな社会的ニーズに応える形で研究成果を活用する大学院教育のあり方について開発・研究を進めている。これは、とくに目的5（教育目的と整合・調和した研究の遂行）に沿った活動として評価できる。

人事関係の方策については、総合人事委員会の設置、出身校にとらわれない人事、女性研究者や他機関在職者の積極的採用、連携講座の積極的活用など、多様な人事を促進している。

研究活動のネットワーク形成に関しては、特に国際的な共同研究の実施や研究集会の開催、研究面での国際協力の推進をはかり、成果をあげている。

【改善点】

研究支援体制については、研究支援のためのニーズの多様化に対応して、事務機構の再編整備の検討とともに、事務職員の専門研修をより強化する必要がある。

5 研究の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 要素ごとの評価

(要素1) 組織としての研究活動及び個々の教員の研究活動の評価体制

観点ごとの評価結果

観点A：組織としての研究活動の評価する体制

評価体制の継続的な整備・拡充

本部局の自己点検・評価活動は、三つの段階に大別できる。第一期は平成3年の大学設置基準大綱化前後から平成10年までの時期である。当時の法学部は、この大綱化に先行して自己点検作業を開始し、その成果を『1990年度九州大学法学部教官活動報告書』（平成3年刊行）としてとりまとめた。この後、大綱化の趣旨をうけて、常設の自己点検・評価組織として「法学部自己点検・評価委員会」が設置されたことを契機に、この委員会の下で、自己点検の範囲はいっそう拡大された。その成果は、『九州大学法学部 現状と課題』（平成10年刊行）に結実した。ただし、この時期は、研究活動面については、教員の個々の研究成果に関する現状の点検に集中しており、明確な基準による組織としての研究活動の評価にまでは至らなかった。また、外部評価も実施されていない。

第二期は、平成11年度から12年度にかけてである。平成11年度の大学院重点化を機に、従前の自己点検・評価組織は、「法学研究科自己点検・評価委員会」に改組され、また、平成12年度の学府・研究院制度の導入により、「法学研究院等自己点検・評価委員会」に再編された。これらの改組・再編の趣旨は、大学院重点化という従前以上の重い使命を課せられている部局として、自己点検・評価をいっそう徹底して改善に活かすとともに、平成10年の大学審答申で強調されていた学内外への説明責任を果たす機能を強化することにあった。この基本方針を前提に、委員会は、全学共通のフォーマットに即した広範囲に及ぶ自己点検・評価を実施し、その一環として組織としての研究活動の現況の把握と自己点検も行った。国内外の有識者による外部評価も実施された。

資料 5.1 平成11年度自己点検・評価活動における外部評価委員

外部評価委員名簿（平成11年12月1日現在、敬称略）	
石井紫郎	（国際日本文化研究センター教授）
三谷 太郎	（成蹊大学法学部教授）
中坊 公平	（弁護士）
Frank K. Upham	（ニューヨーク大学ロースクール教授）

これらの活動の成果は、平成12年3月、自己点検・評価報告書として公表された（印刷冊子の学内・学外への配布、及びインターネット上（<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~review/>）に公開）。しかし、外部評価においても指摘されたように、評価の基準はいまだ明確とは言えないレベルにとどまっていた。

第三期は、平成13年度から現在に至る時期である。平成13年4月には、平成10年の大学審答申を受けて部局の個性を活かした改革をさらに促進するとともに、大学評価・学位授与機構による目的・目標を基準とする評価方式に対応するために、評価体制が一層強化された。この委員会の主導により、評価基準となる明確で具体的な目的・目標の設定について部局内で検討と討議が重ねられ、同年秋に

は、目的・目標についてのおおよそ合意に到達した。そして同年秋以降は、大学評価・学位授与機構による評価を想定した本格的な自己評価作業が開始された。なお、自己点検・評価委員会の人選と活動方針は、従来から教授会の承認を得て実施されてきたが、平成14年5月には、当該委員会に関する規程も整備された。

資料 5.2 自己点検・評価に関する規程

『九州大学大学院法学研究院等自己点検・評価委員会規程』（平成14年5月22日決定(第32回研究院教授会)）より抜萃

（設置）

第1条 九州大学自己点検・評価委員会規則（平成13年12月18日施行）第8条の規定に基づき、九州大学大学院法学研究院，九州大学大学院法学府及び九州大学法学部（以下「法学研究院等」という。）に法学研究院等自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 委員会は、法学研究院等における自己点検・評価について、次に掲げる事項を行う。

- 一 法学研究院等の管理運営，教育研究等の点検・評価項目の作成に関すること。
- 二 前号の点検・評価項目に基づく点検・評価に関すること。
- 三 自己点検・評価の報告書の作成及び公表に関すること。
- 四 法学研究院等の管理運営，教育研究等についての外部評価の聴取及びその検討に関すること。
- 五 その他自己点検・評価に係る重要事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 大学院企画運用委員会の委員のうちから選ばれた者 1名
- 二 学務委員会の委員のうちから選ばれた者 1名
- 三 研究室主任
- 四 総合企画センター教官のうちから選ばれた者 1名
- 五 法学研究院等の教職員のうちから選ばれた者 若干名

2 前項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

（副委員長）

第5条 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（議事）

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

（意見の聴取）

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

（専門委員会）

第8条 委員会に専門事項を調査審議させるため、必要に応じ専門委員会を置く。

2 専門委員会は、次に掲げる委員若干人をもって組織する。

- 一 委員会の委員のうちから選ばれた者
- 二 法学研究院等教職員のうちから委員会が指名した者

3 専門委員会は、調査審議した結果を委員会に報告するものとする。

（外部評価）

第9条 委員会は、法学研究院等の管理運営，教育研究等に関する外部評価を九州大学法学研究院等経営諮問会議に求めることができる。

また、これまでの経験をふまえて、目標5.2（評価技法開発に関する共同研究）を念頭に、教育・研究・社会連携等々に関する評価のあり方や手法について、自己点検・評価委員会及び独立行政法人化問題検討ワーキンググループのメンバーによる共同研究が進められており、現在、その成果を論

文として発表する準備を進めている。

評価の基準となる研究の目的・目標の部局内における共有

本自己評価書の項目1・要素5・観点Aでもすでに示したように、評価の基準となる目的・目標の部局内での共有は、評価体制を有効に機能させるのに絶対不可欠の重要な基盤であるので、教員懇談会や教授会などの機会を活用して周知徹底のための努力が積極的に行われてきている（資料1.40参照）。

【観点Aによる評価】以上に示した研究活動についての評価体制の整備は、目標6.2（評価手法の開発や評価体制の整備）を、ほぼ達成していると言える。また、自己点検・評価委員会のメンバーによって進められている評価に関する共同研究は、目標5.2（評価技法開発のための共同研究）の達成をめざす取り組みとして特筆できよう。他方、評価の資料となるデータベースの継続的構築に必要な人員の不足など、評価作業に携わる人的配置には改善の余地がある。また、評価結果を活用して組織としての研究活動について優先順位をつけて取り組む体制が未整備にとどまっている、という課題も残されている。このような長短を合わせて考慮するならば、組織として研究活動を評価する体制は、全体としては、「普通」と評価される。

観点B：個々の教員の研究活動を評価する体制

個々の教員の研究活動を評価する体制は形成途上にある。すなわち、現時点では、個々の教員の研究活動を評価する制度以前の段階として、紀要の論文採用におけるレフェリー制を運用する中で、研究評価の手法を開発したり、個々の教員の研究活動についての積極的な情報開示を進めている。

法学研究院の紀要『法政研究』では、平成9年にレフェリー（審査員）制度を導入し、審査結果に基づき編集委員会において掲載の可否を決定することとした。その際、審査に際しては専門性に配慮した厳正な審査を行うため、外部の専門家も審査員として加えることができるようにした（ただし、現在まで、外部の専門家を加えなければならない特殊な領域を扱った論文が提出されたことがないため、外部審査員の事例はない）。こうした経験の蓄積は、今後の公正で効果的な研究評価における基盤形成として評価できる。

資料 5.3 『法政研究』レフェリー制度に関する規程

「『法政研究』レフェリー制度規程」（1997年11月12日制定（『法政研究』編集委員会））より抜萃

（目的）

第1条 『法政研究』の執筆者の範囲を拡大し、優れた論文に対する投稿機会を拡大すると共に、編集機能を強化することにより、学会誌としてのさらなる質の向上を図る目的で、レフェリー制度を設置し、審査員を選任し、審査を行う。

（執筆資格）

第2条 「論説」または「研究ノート」の執筆者は、九州大学法政学会会員たることを要し、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 九州大学法政学会評議員および評議員であった者
- 2 九州大学法学部または同大学大学院比較社会文化研究科の助手および当該助手であった者
- 3 九州大学大学院法学研究科博士後期課程または同大学大学院比較社会文化研究科博士後期課程の学生および当該学生であった者
- 4 その他、『法政研究』編集委員会（以下、編集委員会）が認める者

（審査員の資格）

第3条 審査員は、原則として九州大学法政学会評議員の中から編集委員会により選任される。ただし、外部の専門

家を含めることができる。

(審査員不適格者)

第4条 本規程第2条2号または3号のいずれかに該当する者の原稿については、その者の指導教官は審査員になることができない。

(審査員の人数)

第5条 編集委員会は、原稿毎に2名の審査員を委嘱する。

(審査対象)

第6条 審査の対象は、「論説」および「研究ノート」とする。

(例外処理)

第7条 還暦記念号については本規程を適用しないものとする。ただし、特別編集委員会を組織し、本規程に代わる客観的な基準を保つようにする。

(推薦理由書)

第8条 本規程第2条2号または3号に該当する者の原稿については、執筆希望者は、指導教官またはそれに準ずる教官の推薦理由書を編集委員会に提出しなければならない。

(審査)

第9条 2名の審査員は、執筆者の原稿についてすみやかに審査を行い、その結果を編集委員会に報告する。

(修正)

第10条 編集委員会は、上記の審査結果に基づき、採用論文について執筆者に修正を提案することがある。

(決定)

第11条 「論説」もしくは「研究ノート」への掲載の可否は編集委員会が決定する。

教員の研究報告をもとに議論を行い研究の活性化に資することを目的に開催されている法政学会研究会は、個々の研究活動についての教員間の相互啓発や相互評価を促すという効果をあげている(資料1.37参照)。

法学研究院の紀要『法政研究』では、年度ごとに、教員の投稿による掲載論文をリストアップして公表しており、また、本学ホームページでは、教員の研究活動の内容を詳細に公表している(<http://www.ofc.kyushu-u.ac.jp/kyokandb/>)。これらにより、学外におけるアカデミックな評価や社会的効果の視点からの評価の材料が提供されている。

【観点Bによる評価】個々の教員の研究活動を評価する体制については、このように意義ある試行が行われているが、目標6.2に掲げられている体制自体は未確立であるので、「改善の必要がある」と評価される。

観点C：外部者による研究活動の評価

平成11年度の自己点検・評価においては、ともすれば独善に陥りかねない内部評価の限界を補完し、評価における客観性を担保するため、学外の有識者による外部評価の制度を本格的に導入し、その評価結果を公表した(<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/~review/>)。さらに、平成13年度に、それまでの外部評価委員会を経営諮問会議に改組し、改善につながる評価・助言の組織としての性格を一層明確にした。

資料 5.4 経営諮問会議に関する規程

『九州大学大学院法学研究院等経営諮問会議内規』(平成14年5月22日決定(第32回研究院教授会))より抜萃

(設置)

第1条 九州大学大学院法学研究院，九州大学大学院法学府及び法学部（以下「法学研究院等」という。）に，法学研究院等経営諮問会議（以下「経営諮問会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 経営諮問会議は，次に掲げる事項について，法学研究院等の長（以下「研究院等の長」という。）の求めに

応じて毎年1回以上審議する。

- 一 法学研究院等の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- 二 法学研究院等の教育研究活動等の状況について法学研究院等が行う評価に関する重要事項
- 三 その他法学研究院等の管理運営に関する重要事項

(組織)

第3条 経営諮問会議は、産官学界、法曹界及び地域の関係者等で、大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から選任された委員若干人をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

経営諮問会議メンバーの人選は、大学の教育や研究について高い識見があり優れた評価能力を有していること、本部局の使命から考えて世界レベルの見地から評価を行なうことのできるアジア(日本を含む)及び非アジア地域出身の専門家、全国的に見て個性的な未来志向の大学改革に関与している大学人、産業・経済・行政等(とりわけ九州地域のそれら)に精通していること、などを基準に行った。

資料 5.5 経営諮問会議委員

経営諮問会議委員名簿(平成14年5月1日現在 敬称略)	
石井紫郎	(総合科学技術会議常任議員・東京大学名誉教授)
大野誠	(株式会社西日本エルガーラビル常務取締役)
小野田武	(三菱化学株式会社顧問)
国谷史朗	(弁護士)
徐元宇	(ソウル大学名誉教授)
美馬のゆり	(公立はこだて未来大学教授)
Paul Hecht	(ダイムラー・クライスラー社法務部次長)
Frank K. Upham	(ニューヨーク大学ロースクール教授)

経営諮問会議による外部評価は、すでに、学内外に向けた評価結果の公表を前提に、本自己点検・評価の基準となる目的・目標、及び自己評価書原案について開始されている。現時点までに経営諮問会議から提示された忌憚のない評価やコメントは、本評価書の随所に活かされており、加えて、現在行われている更なる改革プランにも大きな影響を与えている。

資料 5.6 経営諮問会議の実施状況

平成14年 3月26日(10:00~16:00) 九州大学法学部第三会議室	出席者：アブハム委員 吾郷教授(研究院長)、直江教授(評議員)、土井教授、関口教授、五十川教授、児玉教授、高田助教授、熊谷助教授 法学研究院の目的・目標及びLLM.とLLD.コースを中心に質疑応答を行った。
平成14年 3月27日(10:00~15:00) 九州大学法学部第三会議室	出席者：石井紫郎委員、大野誠委員、国谷史朗委員、徐元宇委員、アブハム委員 吾郷教授(研究院長)、直江教授(評議員)、土井教授(自己点検・評価委員会委員長)、関口教授、五十川教授、児玉教授、川嶋教授、高田助教授 法学研究院の目的・目標および分野別研究評価自己評価書案について質疑応答を行った。
平成14年 4月 4日(10:00~16:00)	出席者：小野田武委員 吾郷教授(研究院長)、直江教授(評議員)、土井教授(自己点検・評価委員会委員長)、関口教授、五十川教授、高田助教授、山田助教

九州大学法学部第三会議室

授
法学研究院の目的・目標および分野別研究評価自己評価書案について質疑応答を行った。

【観点Cによる評価】外部者による研究活動の評価は、きわめて充実した高い水準にあり、評価体制の整備を掲げた目標6.2の達成に多大に貢献しているので、「優れている」と評価することができる。

観点D：研究活動等の実施状況や問題点を把握するための方策

研究活動等の実施状況や問題点の把握に関しては、自己点検・評価委員会において、部局としての研究活動等の実施状況やその間における問題点等について恒常的な自己点検・評価を行い、研究活動において明らかになった問題点や課題については、自己点検・評価委員会委員長が加わっている総合企画委員会において検討を行い、必要な対応を講じている。このような仕組みの下で、研究面では、たとえば、アジア志向の強化という課題に応えるアジア法センターの設置や、先端分野の開発という課題に応える紛争管理研究センターの設置などの改善が進められている。

【観点Dによる評価】研究活動等の実施状況や問題点を把握するための方策については、以上のように適切に機能しており、評価のための効果的な施策の実施を掲げた目標6.2の達成に貢献している。点検・評価（とりわけ個々の教員の研究活動についての点検・評価）をきめ細かに進めるための体制強化や諸施策の策定という課題は残されているが、全体として、「優れている」と評価することができる。

要素1の機能の程度

以上の観点ごとの自己評価結果から判断して、組織として研究活動及び個々の教員の研究活動を評価する体制は、研究目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

(要素2) 評価結果を研究活動等の質的向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

観点ごとの評価結果

観点A：評価結果を目的・目標の見直しを含む研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるための体制の整備や方策

平成11年度における大学院重点化を機に、戦略的企画の策定を行うために、従来の改革委員会及び研究体制委員会を発展的に解消して、総合企画委員会が設置された。こうして、新たな総合企画委員会は、法学研究院の教育・研究・社会連携等に関する中長期的な施策を総合的観点から企画する機能を担うこととなった。

戦略的企画の堅固な基盤は自己点検・評価であるとの認識から、総合企画委員会は、自己点検・評価委員会委員長を委員に加えるなど、自己点検・評価活動と密接な連携を行っている。この連携が評価結果を研究活動面での質的向上や改善の取り組みに結び付けるシステムとなっている。

平成11年度末の自己点検・評価報告書および外部評価書の公表後、平成12年度には、評価結果をふまえた改善の取り組みが開始された。当初は、総合企画委員会が、教務関係委員会（学務委員会と大学院企画運用委員会）と横並びで改善プランを検討する体制であったが、その後、総合企画委員会には、研究院長、評議員、研究室主任に加え、学内主要委員会（独立行政法人化問題検討ワーキング・グループ、大学院企画運用委員会、学務委員会、自己点検・評価委員会、法科大学院問題検討ワーキング・グループ）の各委員長が参加することとなり、改善プランの全般的方針が総合企画委員会で検討され、それをうけて具体的施策を各種委員会が検討するという体制ができあがった。また、自己点検・評価委員会にも、研究室主任、学務委員会委員長、大学院企画運用委員会委員長などが加わり、自己点検・評価委員会の成員と総合企画委員会の成員のかなりの部分がオーバーラップすることにより、つねに改善を意識した評価を行う体制も整備された。総合企画委員会と自己点検・評価委員会とのこうした連携体制は、目的・目標の再検討や修正の仕事もカバーしている。

【観点Aによる評価】以上に示したように、評価結果を目的・目標の見直しを含む研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるための体制の整備や方策は、研究の質的向上のための評価体制の整備を意図する目標6.2の達成に貢献しているので、「優れている」と評価することができる。

観点B：評価結果を目的・目標の見直しを含む研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの機能状況

総合企画委員会を設けるなどのシステム面の整備により、従来は各委員会で個別に対応していた諸問題を、自己点検・評価をふまえつつ部局全体の観点から総合的に検討し、改善に取り組むことが可能となった。

たとえば、平成11年度末の自己点検・評価報告書と外部評価報告書の公表後、平成12年度に、評価結果をふまえた改善の取り組みが開始された際、研究活動関連では、マネージメント担当教官採用の検討、研究補助室スタッフの人事面における処遇の検討、研究支援と教育支援を担うIT担当教官採用の検討、女性スタッフ増加のための具体策検討など、研究体制や研究支援体制に関する改善策の検討が、自己点検・評価委員会から総合企画委員会に付託された。

資料 5.7 総合企画委員会における自己点検・評価関連議題

平成12年 7月27日	自己点検・評価委員会より提出された改善要望事項（部局の管理運営）に関する検討と、それに基づく総合企画委員会による改善検討項目案の作成
9月 1日	教授会において了承、付託された改善検討項目（行政の簡素化・人事システムの再構築、評価体制の整備等に関する16項目）に対する答申案の作成
10月25日	改善検討項目を踏まえた総合企画委員会答申の教授会における了承により、答申内容の早期実現に関して検討
平成13年 1月10日	法学研究院の「目的・目標」の策定に関する検討
2月 8日	法学研究院の「目的・目標」の策定に関して、「九州大学大学院法学研究院における今後5カ年の目標と計画（案）」を検討、年度内確定を目処に検討作業を行うことを確認
5月29日	分野別研究評価「法学政治学系」自己評価書に関する検討および「平成11年度版自己点検・評価資料集」の再検討
6月21日	法学研究院の自己点検・評価体制に関する検討および今後の自己点検・評価の作業日程に関する検討
9月18日	自己点検・評価の「目的・目標」に関する検討

これらについては、総合企画委員会における検討を経て改善策が順次実施に移されている。

また、その後も、研究活動面では、恒常的な自己点検・評価をふまえて、総合企画委員会において、総合人事委員会の設置（平成13年）、総合企画センターの設置（平成13年）、総合的人事政策の方針策定、サバティカル制度の改正（平成13年）、アジア法センターの設置（平成13年）、紛争管理研究センターの設置（平成13年）など、研究の目的・目標の達成のための改善策を相次いで検討し、教授会の承認を得て実施してきている。加えて、今後の目的・目標の見直しの可能性も意識して、現在実施中の経営諮問会議による外部評価には、部局の今後の将来計画についての評価も含まれている。

資料 5.8 部局における評価結果の反映について

『教授会議事録』（平成12年7月12日（第5回研究院教授会））より抜萃

11. 自己点検・評価委員会からの改善要望事項について

自己点検・評価委員会委員長から、別紙資料（6）に基づき、改善要望事項について説明があり、意見交換の後、次のとおり改善要望事項を関係委員会に諮問し、3か月を目処として検討の上、教授会に答申願うこととした。

- 教育環境の改善 - 予算経理委員会
- 社会人大学院生に対する配慮 - 大学院企画運用委員会
- その他の教育面 - 学務委員会
- 部局の管理運営面 - 総合企画委員会
- 評価体制等の整備 - 総合企画委員会

別紙資料（6）「自己点検・評価委員会からの改善要望事項」

1. 教育面

- 1) 学生による授業評価の具体化、公表方法等の検討
- 2) FDの具体的方策の検討
- 3) 教育環境面の改善の検討
 - 全教室における冷房完備
 - 文系キャンパスの緑化
 - IT対応教育設備完備（プロジェクター、液晶プロジェクター、教材のアップロード化等）
- 4) 社会人大学院生に対する配慮
 - 図書館の開館時間延長
 - 郵送やインターネット等による事務受付
- 5) 外国人教官、他機関所属教官による授業の活用方法

2. 部局の管理運営面

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 行政の簡素化 <ul style="list-style-type: none"> 部局委員会の一本化または削減・委員数の削減 ワーキンググループも含めた行政負担の見取り図の作成 全学委員会の委員の一本化 2) 人事システムの再構築 <ul style="list-style-type: none"> 日本人研究者の任期付き任用の導入検討 マネジメント担当教官採用の検討 研究補助室スタッフの人事面における処遇の検討 IT担当教官採用の検討 外国人教官のパーマネントスタッフとしての採用実現策の検討 短期任用による他機関出身者・外国人教官の再任に関する申し合わせ再検討の要否の検討 女性スタッフ増加のための具体策検討 3. 評価体制等の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1) 部局独自の経営諮問委員会の設置・形態・人選の検討 <ul style="list-style-type: none"> 同窓会との連絡機能の再構築 国際的な評価視点の確保 2) 部局広報活動等の検討 <ul style="list-style-type: none"> HPの視覚的充実(デザインの外注化) |
|--|

しかし、評価結果を改善の取組に還元するシステムを十全に機能させるためには、自己点検・評価活動を部局の具体的諸活動のあらゆる領域に浸透させることによって、自己評価や外部評価に対する教員全体の意識を高め、自己点検・評価をふまえた研究活動の改善システムの意義についての認識を部局全体に十分に定着させることが必要不可欠であり、こうした見地からの自己点検・評価の徹底という点で一層の努力が必要と考えられる。

なお、本部局における研究活動の意図や諸施策の指針であり、また、本評価書における自己評価の基準ともなっている研究の目的・目標のうち、とりわけ目標に関しては、その多くが、近年の新しい状況変化にいち早く対応し改革に迅速に着手することを最優先課題としたために、体制整備の取組を中心としたインプット型の目標とならざるをえなかった。その結果として、本評価書の項目4(諸施策及び諸機能の達成状況)に関する評価に際しては、目標よりも目的を直接に引照する評価例が多くなっている。インプット型目標ばかりでなく成果型目標を設定する必要については、外部評価を担当する経営諮問会議のメンバーからも指摘されており、自己評価作業の中でも十分に自覚されていることなので、評価と改善の水準を一層高めるために、現在、自己点検・評価委員会において、目的に即した成果型目標(アウトプット型目標やアウトカム型目標)を平成14年度内に設定すべく調査検討を実施している。

【観点Bによる評価】 評価結果を目的・目標の見直しを含む研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの機能状況は、以上に示したように、相当程度機能しており、目標6.2に掲げた評価機能の向上に沿ったものと言える。しかし、その十全な機能のためには、自己点検・評価活動の拡大・深化と、それに伴う教員全般の意識の一層の向上が必要と考えられるので、全体としては「普通」と評価される。

要素2の機能の程度

以上の観点ごとの自己評価結果から判断して、評価結果を研究活動の質的向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況は、研究目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善

の余地もある。

(2) 評価項目の水準

以上の自己評価結果を総合的に判断して、研究の質の向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

(3) 特に優れた点及び改善点等

【優れた点】

総合企画委員会設置、及び自己点検・評価委員会と総合企画委員会との連携体制を構築した取組は、評価をふまえて部局全体の見地から改善を行うシステムとして機能しており、優れた取組と言える。

外部評価組織としての学外有識者から構成される経営諮問会議は、高水準の評価能力をそなえたメンバーで構成され、大学の外の視点から評価や提言を行うことで、社会的ニーズをふまえた研究活動の改善に貢献しており、優れた取組と言える。

【改善点】

評価結果を改善の取組に還元するシステムを十全に機能させるためには、自己点検・評価活動を部局の具体的諸活動のあらゆる領域に浸透させることによって、自己評価や外部評価に対する教員全体の意識を高め、自己点検・評価をふまえた研究活動の改善システムの意義についての認識を部局全体に十分に定着させることが必要不可欠であり、こうした見地からの自己点検・評価の徹底という点で一層の努力が必要と考えられる。

特記事項